

第六回 国会

参議院經濟安定・大蔵・通商産業連合委員会會議録第四号

昭和二十四年十一月二十九日(火曜日)
午前十一時十六分開会

本日の會議に付した事件

○外国為替及び外国貿易管理法(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐々木良作君) それでは委員會を開会いたします。第四回になります。昨日に引き続きして外国為替及び外国貿易管理法の審議に入ります。一般質問を継続するわけでありすが、その前に昨日資料関係の要求がありまして、つきまして、政府の方から發言を求められておりますから、先ず外国為替の予算関係の資料要求に對しての政府の發言を許します。

○政府委員(谷林正敏君) 昨日外国為替関係の予算を作るについて、内容の数字その他差支ないものを提出しろという御希望がありましたのですが、それに關しまして、ちよつと御説明かたがた御了解を得ようと思つております。

外国為替の予算、つまり輸入計画その他でございますが、その輸入計画というものは現在すでにできておりまして、現在私共つまり日本として使つておりますのは、本年の七月から来年の六月に至ります米国の會計年度に合せております一年間の輸入計画があるものでございます。これは先般決まりましたアメリカの援助資金というもののの中に織込みました、確定いたしました数字でございます。それがございまして、毎月それと見合せて輸入をしてお

るのであります。更に実状に即するために各四半期にはその事前にそのときの情勢を見まして、その四半期はどの程度のものを輸入するかというようなことを決めてそれを実行したいと思ひます。今回来年の一月―三月の輸入を計画するに當りまして、勿論それを基礎としてやるのでございすが、更に今回はいろいろ新しい情勢も加つておりまして、いろいろ考慮する項目もあるものでございまして、先般来約一月以上これは最後の仕上りにかかつております。つまり国内の消費量或いは必要な在庫量並びに国内の生産量というものを一々商品別に調べて参りまして、それを集めまして、この第三四半期それから来年の第四四半期、それから四一六、七一九というような各期に分けて、その期におきます国内生産量、在庫量、それから消費量というものをから勘案いたしました各輸入必要量というものをいたしました。それで実際の必要量というものを出す準備をいたしてございす。これは明日くらいまでに一応その数字は集まりまして、それを十二月初旬に一応整えまして、それと外国為替管理委員会において計算いたしております一月―三月における外貨の使用量というものと見合せて、ここに予算を作ろうと思つておる次第であります。それに前に申しましたつり一年間の輸入計画量、それから只今集めております各商品の需要量というものをここに発表いたしました。資料を差上

げると御希望に副うわけでありすが、この点は先般來GHQの方ともいろいろ交渉いたしました、と申しますのは、この数字は外部に発表することを嚴禁されておりますもので、先般來その点を国会に発表したいということをお願いしておりますが、まだ向うから返事が参りません。昨日その点を確かめましたところ、尚上の方という相談をしておるから、まだ回答は與えられないということで、文書によつて質問をして、文書によつて答えて貰うというつもりであります。その關係でその数字、並びにあつて集めております数字も御希望に副えないのは非常に遺憾であります。そういふふうな事情を御了承の上、尚ボンド切下その他につきましては、後程外国為替管理委員長の方から詳細御説明いたしますから、それによつてその代りにして頂くというふうなことで御了承願ひたいと思つております。

○波多野君 外国為替予算の提出ができないという事情を承りましたが、そうだとすると困ることが起きるのじやないかと思ふ。それは例の輸入許可について早い者勝ちというふうな原則をこの法律で決めようとしておる。一体申込んでどうなるか訳が分らんじやないですか。そういう点はどうなるのですか。

○政府委員(谷林正敏君) 今の御質問でございますが、早い者勝ちのあれを申込んで非常に困るという点は、どう

いうことでございましょうか。

○波多野君 申込んでも意味がないのじやないかと言ふのです。

○政府委員(谷林正敏君) それは来年の一月―三月、つまり一月にスタートするまでにははつきりと確保して発表するわけでございます。

○波多野君 一月までに発表する。今はできないというわけですか。

○政府委員(谷林正敏君) そうです。○和田博雄君 政府の方で非常に御苦心なさつておることは私の方でもよく分るのですが、併しその大体のラウン・ナンバーでも向うとお話願つて、やはり審議の上で出して頂かないとスムーズに進まないと思ふのです。向うでもやはりその点を欠けたままで審議しろと言つたつて、骨格がないのですから、そのところはもう少し御努力して頂いて、事情は私共も分るのですが、何とかとにかくこの審議期間中に出すというのを是非やつて頂きたいと思ふ。私はそれは強く、大臣がおられんが、安本長官が直接向うへ行つて、向うの当局者とかにかく話して貰つて来るべきだと思ふのです。これは発表できなくても、若しも秘密会ででも或る程度発表できるならば、この委員會で国会の審議の上に必要なんですから、その点は一つそういう便法も場合によつては取れると思ふ。そういう秘密にせいということじやなくて、ただそれが不確定であるというので向うがあれしているのじやないかと思ひますから、不確定なことは、将来の予想

をするのだから不確定に決つておるのですから、そういう点でどうか一つもう一遍行つて、少くとも今日申乃至は明日朝早くぐらいには出せるように是非やつて頂きたいと、こう思ひます。

○政府委員(谷林正敏君) 只今の御質問でございますが、只今使つております基本になります一年間の輸入計画、これらに關しましては今向うに交渉し得るようになりますれば、秘密会でも開いて頂きます。それからそのあとの一三の今度の予算に關するものは先程申しましたように今資料を集めております。まだそれが完成しておりませんから、その点は十二月の初旬にどうして参ります。御了承願ひます。

○和田博雄君 ただこういふふうには感じるので。実は一三のものが非常に大切なわけでございます。今までのボンドの切下があつたりいろいろ海外市場の変化があつたわけだから、その変化を織込んでいくと新しい制度でやるということで、先ず一三がどうなるか、二十四年度の全体の枠が大体前に作られたやつがあるわけ。具体的にはそれがどうなるかというところが、やはり果してこの制度によつてうまく動いて行く見通しなり何なり見る上に一番参考になる。二十五年のもののについては、これは非常に必要でありますけれども、やはりそれができないという感じが我々はどうしてもする。だからその点

もまあ御苦心なさつておられるとは思ふのですけれども、丁度増田君と青木君が来ましたから、その点は一つ政府として資料を是非出すように交渉して貰いたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) 今の資料の問題でちよつと政府が相談しておられますから……

○木内四郎君 その間に為替管理委員長の説明を聴いて置いた方がよいのじやないですか。

○委員長(佐々木良作君) 今の問題に關しまして、今申上げましたように、今の資料について政府の方で相談されておられますが、その間に同じ問題について木内管理委員長から発言を求められておられますから、説明して頂きたいと思ひます。

○政府委員(木内信胤君) 一—三から始めまして、外貨予算というものがどういふ形のものであるか、雛形でもせめて示せという御註文でありました。数字を当嵌めた雛形というものはまだ作れないのでありますが、それがどんな相貌を呈するであろうかというところ、これは実は関係審議会において決まることでありまして、私がここで申上げ得ることではないのであります。が、まあ大体こういうことになるのであらうという意味においてお聴取り願ひたいと思ひます。

これは出発点となります数字、即ち現在の手持外貨、この数字が勿論基礎となるのでありますが、これは実は私共は十一月一日から事務の一部を担当しております關係上、これらの数字を見る機会が與えられておりました。その意味で或る程度知つておりますが、これを知つておる範圍で申上げることが

実は差控えさして頂きたいと思ひます。これは司令部からまだこの発表をしてよいという正式の許しを得てないことが一つ。それからいろいろ数字の中に非常に複雑なものであります。疑問の点がありますから、私共にも少し数字の意味が分らない点があるというのが一つ、それからこれが例えば何千万あると言ひましても、これに對する負債を引いて見なければ本當の金額とは言えないのであります。その負債の方がこれ又いろいろ複雑しておりますので、まだ分り得ない点があります。この負債を引き損じて、例えば一億ドルあるのだということを言つた場合に、五千万負債があつたら非常に間違った印象を國民に與える。このような關係上、実はまだ公開の席で申上げてはどうかと思ひます。

殊にこの基礎数字は、いわば日本の國家としての懷の中を示すことであるから、この懷の中を示すことは場合によつてはいいことでありましようが、場合によつては國際的に國際信用の上から言つても問題もありません。で、どういふふうにかこれを発表するかは実は政府において最高方針として決定すべきことだと考えます。その意味からも私はここで私が知つてゐるから言へとおつしやられてもこれはどうかと思ひます。後で若し何でしたら秘密会でも開いて頂きまして申上げてまいいかと思ひます。それは後のことにいたしまして、基礎数字のことについては状況はさうであります。これが如何に複雑であるかというこの一端として申上げますが、ドルとポンドに分れておられますが、ドルについては本當の現金勘定、これは司令部の許可にお

て働いておりますアメリカ銀行に勘定があるのではありませんが、これは間違ひない現金であります。その他に近頃エス・クロという妙な取引方法がありま

す。協定の結果一つの勘定に売つたならば勘定にクレジットを設け、それを勘定に記帳して置いて、それを使う場合にはそれを落すという方法がありま

す。エス・クロは一本であります。その勘定は七本に分れております。その他例のオープン勘定というものが、相殺してやるものは現在二十四ヶ國になつたと思ひます。オープン・アカウントでやつておられますが、それが又例え

ば朝鮮のごときは五本に分れております。官庁の数においては確か三十本に分れております。ポンドについては三つに分れておりますが、エス・クロはござい

ません。オープン・アカウントは十四ヶ國、本数にして十四本というものが状況なであります。これらを合計したものがドル資金と、こうなるわけ

であります。そこで先程申しましたような事情によつて、細かい数字は或るべく遠慮して頂きたいのですが、先づ大体のことを申し上げますと、我々の知

で、全部取り分であるということはい

えないのであります。マイナスとなつてゐるものと、プラスになつてゐるものとがありま

す。この数が多いのが、プラスの方が遙かに数が多いです。金額も多いのであり

ます。従つてこれは一見して相当多額なドル資金というものが蓄積されて来たのであります。為替勘定、それが日本

の手に渡ります。司令部がそういうふう

に配慮して呉れたのかどううか存じませんが、割合に潤沢な資金によつてスタートするとい

う條件に恵まれているのであります。今度反して、キャッ

シュ勘定は実はまあマイナスになりつとあると存じます。これは例の六月末に満了いたしました第一年のポンド

域との協定において、日本は相當の貸

が切つたつてしまつたといふことが

一つの問題になつてゐたのであります

が、その後ポンド域からの輸入が非常

に進行した結果、今は若干マイナ

スになるのではないかと、併しこれはマ

イナスになりまして、ポンドを扱つ

て呉れております英系三行がそれ

とをすでに承知しておりますから、そ

の條件で実は彼らは日本國に来て仕

事をすることが許されておるわけであ

ります。それが相當の金額、千五百万

ポンドだと思ひます。これは達します

マインナスになつても當初困ること

はないわけでありま

す。ポンドのオープン・アカウントはポンドとお考えになつて

もいいと思ひます。これが外貨予算を

組んでスタートするに於いての出発

点となる金の状況であります。

そこで外貨予算というものはどうい

う立場になるか。その雛形らしきもの

を申上げますために、その組み方につ

いてどういふ考を持つておるかとい

うことを申上げますが、第一は年間計

画、先程からその発表を許して欲し

いと司令部に申込んで、まだ許しを得

られないために、その数字は遺憾な

ら申上げられないと先程政府委員から

申上げました年間計画であります

が、これを組むことによりまして、日本

が不可欠とする物資の数量及び金額とい

うものが見積られて、それによつてア

メリカの援助というものが決定する。

こういふ段階になるわけでありま

す。ですから、この年間計画は援助懇請の

ためにも実は不可欠のものである。現

在はすでに七月から来年の六月に至る

年間計画を持つておりますから、大

きな基礎というものはそれによつては

きりしてゐるわけである。この年間計

画に基いて、その遂行のための一、二

月予算、四半期の予算、こういう段取

になるわけでありま

す。これは年間計

画がどうであるからといつて、それに

数字的にきちつとその通りやらな

ければならぬという性質のものではない

事、貿易でありま

す。輸出が捗る

ならば輸入も年間計画を超過すること

は一向差支ない。即ち多々ます

と云ふ意味において非常なフレキシ

ビリティを持つたもので行きたい。こ

ういふ行き方では考へるわけであり

ます。そこでその意味から予算を組む

のでありますが、これについてはどう

いことが原則的に考へられるかと申

しますと、ドルと非ドルですね。非ドル

と申しましたのは、ドルのキャッシ

ュとならざるものという意味です。ドルの

キヤツシユは少いのでありまして、
 ンド及びドル・ボンドのオープン・
 カウントのものが多い。従つて先程
 しました輸入先行というものがアブ
 イされる貿易の方が貿易全体として
 多いわけであります。

そこでジャバならジャバのオー
 ン・アカウントを一つとりまして、
 ヤバから買うべきものは何であり
 るものは何であるか、品目的に余り

て何百万ドル、何百万ドル売れるで
ろう。そのオープン・アカウントは
越しである。こつちの取り分である
そうするとその一三につきこの
品をこれだけ買うのがいいだろう、
ういうふうに決めるわけであります
オープン・アカウント一本につきま
て、受入の差選、即ち輸入の差選、
の差選が商品別にずらりと並んで、
の商品はこれは早いもの勝ち、これ
割当、こういうふうに分れる。その
に貿易外、即ち商品外の輸出輸入と
うものが、これは品目別に分れて立
ましよう。その下にこの法律にあり

す通常予備費ですか、これはジャバ
ラジャバの貿易において不足になる
況、即ち今これを買つて置いたら非
によかつたであろう。乃至予算には
れだけ組んだけれども、もつと買つ
方がいゝという事情が発生した場合
使える品目があてがわれております
ら、これで品目的に新しい品目に
ててもいいし、或いは並べである品
のどこかに加えてもいいのでありま
が、この予備費というものは使つづ
りの予備費であります。それでそう
うふうに輸出と輸入と並べて商品別
それが早いもの勝ちとそうでないも

との印しが付いて、その下に商品外が書いてあつて、予備費が並んで、これが食ひ込むつもりならばこつちに使う方が勝ちます。貯めていくつもりならばこつちが勝ちます。そういうものができまします。そしてそれが一本のその国に対する予算であります。それをオレ・ブン・アカウント三十本集めまします、オレ・ブン・アカウントは全体としてはどういうことになるのだということが分ります。それにエス・グロ一本及びキヤツシユ・アカウントというものを加えますと、ドル全体で総バランスが出ます。それに本年と同じことをやりまして、そのボンとドルの総バランスをやりまします、そこに商品別のアカウントが出て、そのアカウントというのは大体において基礎的に持つております年間計画というものの四半期になりますから、四分の一になるであらう。但し商品には季節がございまして、一三に買より四一六に買より方がよいということがあるので、予算は年間計画ですから、必ずしもその四分の一ではありませんが、大体において四分の一に相当するものがそこに現れて来る。こういうことがこの予算の相貌であります。ですからフレクシビリティというところが問題になつて、何か出たらめのような印象を作つておりますが、そういうふうな事情に基きまして、フレクシビリティを考えております。これは大きな年間計画というものにびつたり合うわけでありまして、尙申すまでもありませんが、フレクシビリティに關しては将来のアメリカの援助の受け方にもよりましうし、或いは商業信用というものが、現にボンと對しては英系三銀行が千五百万

ポンドに値する信用を與える用意をしていふということがありますが、アメリカの方からもそういう商業信用が得られるかも知れません。イギリスも拡大されるかも知れません。或いは不幸にして引込まれかも知れませんが、それによつて実行予算である四半期予算というものは變つて来る筈であります。尙國家的の借金がでるかできないか、その計画があるに申すわけではございませんが、あるかないかは私は存じませんが、仮にそれができるとすれば、それにも影響をされましようし、外資導入というやうなことが若しあるならば、それにも影響されるわけでありまします。いずれもこれは基礎的の計画というものが拡大されるという方面にそのフレクシビリティを期待してゐる。輸出が非常に不首尾であつたらば勿論縮小の方にも変らなければなりません。大きな枠、計画性を持つた枠の上において相當自由な貿易が行われるであらう、その運賃の一つの要としてこの予算が考えられてゐるというところは御了解願へるかと思ひます。

大体外貨予算というものはどんなものであるか、その雛型を示せという御質問に對しまして雛型ではありませんが、言葉を以て説明させて頂きまします。

○委員長(佐々木良作君) 波多野委員の質問につきまして、安本長官。

○國務大臣(青木孝義君) 昨日波多野委員から、本日は又和田委員から御要求がございましたことについてでございますが、年間の計画はこれは申上げることができるとございまして、第四四半期のこの一―三月の計画は只今各方面からその予算を作り出す材料を

蒐集してありますし、又その見通しから申上げましても、どうも今明日といふやうな工合にこれを出しますやうな準備ができたかと思ひます。その点をぜひとお知らせいたします。さう御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) 今の問題如何いたしますか、できるだけ尙政府の方で關係當局に對して努力をして頂いて、同時にその間に今の木内委員長の説明の中にも秘密等におきまして、もつと何か言える範圍もあるという話もありましたので、進行過程で適宜さういふ方法をとつて尙できる限り説明を願うといふことにいたしまして、質問の方を継続すると、さういふうに進行したら如何かと思ひます。よろしうございませうか。

○和田博雄君 結構だと思ひますが、今の木内さんの話で、物の考え方というものが比較的はつきりした、その点は私非常に御苦労だと思ひます。質問の過程で、この考え方についていろいろ又戻つて来ることもあると思ひますから、そのときにできるだけ具体性を持つてお答え願ひたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) それではさうにして進行いたします。尙もう一つの重要資料で關係審議会の政令案につきましてはお手許に届いた筈であります。これは改めて御説明を願ひますが、要はなからうかと思ひますが、直ぐに一般質問を継続してよろしうございませうか、特に御説明願ひが必要かあります。よろしうございませうか、このまま進行して……

の修正案につきまして問題がありましたならば、これも質問の中に入れて頂ければ結構です。このままで一般質疑を継続したいと思ひます。昨日の質問の残りがあつたと思ひますが、波多野君あります。

○波多野君 只今木内さんからいろいろ為替予算についてお話を承つて大體の見当は付いたのでありますが、この為替予算というもののから考へて行く、そうすると、昨日あたりから通産大臣も安本長官も言つておられたが、自由貿易という考え方じやないといふことははつきりした。つまり日本再建のために必要な原料或いはその他の物資を輸入し、輸出を殖やし、輸入を殖殖やし行こう、さういふ見地からこれは大きな枠で以て計画をやつて行つて、その枠内の煩瑣な手続はやめて行こう、官僚統制という言葉を言つて行つて、煩瑣な手続はやめて行こうといふだけの話であつて、貿易は大きな計画経済の中の貿易なんであるといふことは、為替予算の説明からはつきりしたと思ひますが、ところが政府の方では常に自由貿易だとか何とかいうことを新聞に出されるものですが、一般の受ける印象は非常に今の為替予算に關する説明から受ける印象とはまるで違つた印象が與へられておると思ひます。

安本長官はその点に關連して昨日も問題になつた日本の再建計画というものを至急お出しになるつもりはないかどうか、貿易というものが非常に重要な一環となつておると思ひます。

○國務大臣(青木孝義君) 只今波多野委員のおつしやいますように、これを我がが過去の、戦前というやうな時期

を考えまして、さうして自由貿易といふことを申上げるといたしますれば、戦争真近頃の漸次管理為替、管理貿易等に入つて來ました経緯を考へて見ますと、これが一体自由貿易かと、さういふうにおつしやつたのであらうと思ひます。我々も多少さういふことについては興味を持つて參つておるものでございまして、今回これが貿易上のものもろの事務が日本の手に移される、さうして大體民間貿易といふ一つの方向に變つて來たといふやうな意味が、新聞等に出て參ります自由貿易といふやうな言葉になつておると自分も了解いたしておるのであります。

枠が狭かつたものが拡がつたとか、さういふことも勿論私共もさういふうに大體考へるのでございまして、御承知の通り戦後ともかくも我が國が貿易上におきまして段々日本の自主的な立場ができつつあるといふことから見て、我々もこの過程において漸次自由貿易への移行過程を辿つておると考へておりますが、その自由といふカテゴリーと申しますか、さういふ問題になりますれば、なか／＼面倒な問題になるだらうと思ひますが、ともかくもおつしやる意味と私の考へも大して違ひはないものといふことは自分も考へておるのでございまして、さういふ意味で今後段々日本の貿易が振興されて參ります。我々もいたしましては貿易に大きく依存しなければならぬといふ面から考へまして、経済安定本部といたしまして、できるだけ早い機会におきまして、何らかの見通し作業といふやうなものを完成したいといふこととで折角努力中でございますが、尙今日のところ十分これを御説明申上げ

るという段階に達しておりませんので、或るべく早く今年度乃至は明後年度という程度で、我々の産業におきまして諸条件を整えて、見通し得る限度においてのいわゆる計画と申しますか、見通しと申しますか、こういうものはできるだけ早く発表したいという存じておる次第でございます。

○波多野君 言葉の問題はどうでもいいとして、実態はやはり大きな計画の枠なんだから、政府においては貿易を含めての再建計画というものをほつきりお立てになつて我々に諮られるということがあると、それを繰返して強調して置きます。それから次の問題は、これは吉田首相もしばしば言つておられますが、日本の自立経済の確立ということ、何かこの世界経済の中へ入り込んでしまつて、世界経済の波のまに／＼揺られて行くような経済を立てて行くということ、非常に概念を混同して／＼説明しておられますが、昨日この席上で出た言葉でありますけれども、外国経済に日本を頼りませうけれども、これは勿論我が世界経済の中に入るから、いやでも応でも頼りませうしなければならぬに決まつてゐる、それは分つております。併し日本の生産力とその他の国々、特に戦勝国あたりの国々とは比べて見て如何に劣つてゐるかというところは、改めて説明するまでもない。そういう劣つたままの生産力を以て、いわば日本の市場を世界に向つて開放してしまふということが、頼りませうという意味らしい。そうなりますと、日本の産業というものは非常に圧迫を受ける、同じ条件でならば、外国と同じ条件に立

つていて、生産力が大体そう違わないところであらば、門戸を開放し、まして大きな影響は受けないと思ふのでありますが、こんな違つてゐるときに頼りませう、即ち門戸を開放するといふような政策をとりますと、日本の自立経済というものの確立が非常に困難になつて来るということを恐れるのです。現に農産物の問題なんかでもそれなんです、食糧の輸入を非常に殖されて来ることは、一面からいふと非常に結構なことではあります、他面からいふと、日本の農業に対して非常な脅威になつて来る。この両者をどう調節して行くかということに我々の苦心があると思ふんです。政府の側ではこの世界経済に、外国経済に頼りませうという場合に、関税政策などどういふふうにかゝておられるか、この点を一つお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(青木孝義君) 多分関税政策の問題について、通産大臣が昨日どなたかにお答えしたと思ひますが、勿論関税政策等の問題は御承知の通り講和會議というふうなものと関連を持っておりますので、我々としてはできるだけそういう点についても検討はいたしておりますが、只今関税政策についてそれではこうする、こうなるんだというふうなことはちよつと申上げかねると思ひます。

○波多野君 戦勝国といひますか、まあ特にアメリカであります、過剰生産の波に採られてゐる、何とかしてその商品のほけ口を見つけないといふことは分り切つてゐる。そういう場合に而も日本の生産力がそういう国々に対して非常に劣つてゐるというときは、日本の関税の在り方というものは

大体見当が付くと思ふんですが、これは講和會議によつて品目別の関税率はどうしようかというところは決まるでしょうけれども、方針としては決まつてゐる筈だ、その点一つお伺いいたしま

○國務大臣(青木孝義君) この関税政策の問題は、経済安定本部の中にもそういうことに留意はいたしておりますが、主として関税問題は蔵省との関係でございますので、私のところでは今これ／＼にするというふうな意味で申上げるような確信を持つておりません。

○波多野君 その問題は別の大臣に聴くことにして、もう一つ聴いて置きたいのは、現在日本でドルの闇相場が相当立つてゐるというのをしばしば聞くんですが、特にポンドの切下げがあつた以後は、ドルの値段が非常に日本において高くなつた。それまでは大体ドルが四百円から四百五十円して、おつたのが、ポンド切下げがあつて以後五百円、七百円ということになつてゐる。最近ではドルが千円なんといふことも言つてゐるという噂を私聞きました。こういうふうな事情について政府の側で調査なさつたことがあるかどうか、それを一つお伺いいたしま

○國務大臣(青木孝義君) おつしやる通り私共もそういう声をしばしば聞くのであります、まだ私共の所でその実体を突詰めて報告を受けてはおりません。

○波多野君 政府の方でもよく御承知の通りに、ポンドが切下げられる前にあつたとして、ポンドについて世界的な闇相場があつて、そしてポンドの切下げはその闇相場に頼りませうといふ意味で切下げたのだと思ひます。現に日本においてそういうことがおつびらに言われてゐるときに、政府の方でまだ調査もしていないというのではおかしいと思ふ、何かあると思ふんです。知らんというのはおかしい、こういう重大問題、世界が注目してゐる重大問題です。

○國務大臣(青木孝義君) 為替委員会の委員長がその点についてお答えをいたします。

○政府委員(木内信胤君) その問題は勿論非常に大事でありますので、注目しておられますが、現在その問題につきましては私の考えを一つ申上げて御参考にしたと思ひます。ポンドが闇相場に追随したと申しますか、もつと正確に言へば物価差というものの追随した、その物価差を反映した相場もありました、或いはそれと全く違ふ事情に基づく闇相場もあつたと思ひます。例えば香港のごときにおいては、どんな相場が出たか詳らかにいたしません、随分違つた闇相場も出ております。これは事情の特殊性によつて闇相場というものがいろいろになると思ひます。ところで日本の闇相場についてはそれが、例えば五百円である、六百円であるといふことは、必ずしも物価差を現わすものでもなければ、又円に対する世界の認識を現わすものでもない、私共は考えております。その理由は、現在御承知の通りOSSというものがあつて、在留する外国人のためにドルで物を売つてもいい。エクスポート・バザーといふものが開かれまして、高島屋その他で輸出用の物資であつたものを国内放出

した。それはドルで売る、こういうことが現に行われてゐるのであります。が、その結果、これが闇相場を非常に支配するのであります、遺憾ながらその購入者といふものは必ずしもその購入の権利を認められた在留外国人には限らないのであつて、遺憾ながら彼らの手を経て日本人が物を買つてゐる。これが実は国内の闇相場の問題である。或る商品、Aという商品は国内では一ドルにつき千円でも千二百円でも買手が付く、こうなるとそれに引摺られて闇相場は一千万でもいいというふうになりますので、エクスポート・バザーといふものには国内の闇相場、それで飛び付く。その需要を持つた商品の何が出るか、それがどのように行われるか、又取締りがどの程度に厳格であるかないか、これによつて支配される相場であります。今これが非常に大きなものが出たからと言つて、それは円の国際的認識というふうにかゝるべきではない、こう考へるのであります。御参考になると思ひます。

○波多野君 その闇相場の意義は説明を聴かなくても分つてゐるのです、が、その闇相場についてどういふ調査を政府がしてゐるかというのを聞いてゐるわけでありませう。全然手を付けていないといふのですか。これは円の三百六十円レートの問題に関連して非常に重大な問題である、特に外国為替及び外国貿易管理の問題にも関連して来るわけなので、為替予算の問題だつて、この問題が決まらなければ出て来ない。特に円が世界的にいゝわゆる為替スベキ・レイターによつて狙われてゐる、これを攻略しようとかかつてゐる。そういうときに日本政府が国内で

おつづらに言われていることなのです。おつづらに言われていることについて何ら方策も講じなければ、何ら調査もしないというところはちよつとおかしい。で政府の方では常は三百六十円を堅持する、堅持するといつておられます。それは一つの方針としては成り立つと思う。併し堅持するならば、そういう關相場的なものを撲滅しなければ堅持できない。そこから壊れて行くといふことを私は言つてゐる。そういうものを撲滅するために調査くらいはあつて然るべきだと思ふ。それを聞いてゐるのです。

○政府委員(木内信風君) 先程御質問についてお答えしなかつたのであります。どういふ取引が行われているかといふことについては勿論十分に目を張つて見てゐるつもりであります。但しそれがどのくらいのスケールであるかといふことはなか／＼数字は掴めないものであつて、その点は遺憾ながら数字的にこれを押え得たといふ事實はないのであります。その点遺憾に思つております。そこで、但し今後それについて放つて置くといふことではないのであります。実はそれらのことを取締らなためにこそこの為替管理法ができるのであります。これが成立いたしましたすれば、たび／＼申上げます通り、これはいわゆる嚴格なる屬地主義でありまして、国内における外人の取引に至るまで同じ原理を以て臨むことができるわけでありまして、それに一定の制限を課す。一定の報告義務を課すといふことによつて初めてこの分野は整理されて行くのであつて、私共は一日も早くその過程に入りたいと、こう

考えております。それによつて国内において適正にドルの取引といふことが制限できます。国内において今ドルがあるから厄介なのであります。それがなくなつたら國際的に大きな日本の円を今狙つてゐるとおつしやいまして、それは今円のパラノスもありません。非常に綺麗な白紙のような恰好でスタートいたします。島國のことでもあります。非常に取締りはやさしいのであります。この管理法實現のあとには國際的に大きな円の關市場が出てどうのこののといふことは殆んどなくて済むのではないかと一うふうに考えております。

○委員長(佐々木良作君) 波多野委員よろしくごさいますか。

○和田博雄君 ちよつと関連質問で……どうも木内君にしてはまずいことだと私は思ふので、これは円の關價格が今言つたやうに、ただ單に國內的に非常に偏つた例外的な評價で決まつておるとあなたはおつしやるが、私はそうではないと思ふ。この三百六十円にドルを決めて、政府はしば／＼繰返してゐるやうに、國際經濟に参加したのだ。輸出入の單一レートができ、でき上つたのだと言つておるが、これは日本の經濟力はやはり世界が評價してゐる、その評価してゐる程度はどこに現れてゐるかと言へば、対外価値に出て来ると思ふのです。そうすれば仮にそれが國際的にどうのこうのと言つて見ても、それはやはり大きな評価の反映だと見ざるを得ない。それで今度の法律ができて初めてそういう場合何かできるのだと、こういうこ

とはこれは法律を作る建前として一応この場だけの答弁としてはそれでいいかも知れませんが、併しこの調査自体は、やはり波多野君が言うやうに現實にはどうかといふ調査をやはりやつて置かんと、これから法律ができて分るのだといふのでは、私は少しどうかと思ひます。これは何もその点は数字があれば隠す必要も何もないので、現實の事實としてフラットに實はこうだといふことを率直におつしやられればそれでいいと思ひますが、若しもなければ、これはしようがないが、あるなら率直にそういうことは数字をフラットとしてお出しになつて、私はちつとも構わんと思ひます。

○政府委員(木内信風君) 調査のあるなし、調査がないわけではないので、十分に自信があるものがない。これはお叱りはお叱りとして止むを得ない。承るより外仕方がありません。それから要するに關相場は國際的評價とおつしやることも、これも勿論それをおつしやるべきではない。それはその通りであります。但しそればかりではないといふことをさつき申上げたのであります。それが千円として出たからといつて、こういう特殊事情で仮に千円出ても、それはひつこむものであるといふことを申上げた。要するにそれは程度といひます。いろいろ原因から相場は高くなる。円の國際的評價といふものが關相場が三百六十円以上になることの一つの力であるといふことも勿論否定するものではないと思ひます。その点さつき私の説明が粗漏であつたかも知れませんが、で將來の円価値といふものについては、実は要するに三百六十円でも輸出が伸びるかどう

かといふことにかかわつてゐるわけでありまして、それが輸出が出るなら出るといふ事實、別にサービスなしで輸出が出るならば、その事實そのものが三百六十円の適正性を説明するものであつて、これは一にかかつて今後の合理化の進展と申しますか、為替政策全般の進展と申しますか、為替管理の見地から見れば、先程も説明の中にいたしました輸入先行によつて輸出は大いに伸びるだらうといふ期待、そのようなことが實現して行くならば、三百六十円は差支えないのだと、人は危懼を、國際的にはこれは無理な相場だと思つた人があつたかも知れないが、実はあれでよかつたのだといふ事實が出て来ないとは限らない。これは今後の状況次第、こう私は考えております。

○和田博雄君 これはどうもちよつと論点を外された形になるのですが、これはやはり關相場についてのことは、事實は一つの事實として要求したいと思ひます。今の解釈についてはこれは意見でありますので、私又別の考え方を持つておりますが、ここで論争してもしようがありませんから、論争は止めます。事實としてそれは政府に出して貰いたいといふことを要求して置きます。

○委員長(佐々木良作君) 今のは要求ですね。波多野委員まだあるのですか。

○波多野君 私も要求したいのです。その調査を……

○委員長(佐々木良作君) そうすると、今の要求でいいのです。外にまだ御質問があります。安本長官にもう一つ御質問して置きたいのは、この第五十

條に關連した問題なんです。この法案の五十條には「貨物を輸出する者は、当該貨物の最終仕向國における不正な競争の禁止に關する法令を十分考慮した上で輸出しなければならぬ」。この條項についていろいろ議論があつたやうであります。これと第五十三條とは必然的に關連してゐると思ふのです。政府側では五十條は單に道徳的な意味のものだと言つておられたやうであります。五十條は道徳的な規定をはつきりと決めてゐる。道徳的なものには処罰の規定をくつ付けるといふことはおかしいのであつて、ところが五十條を非常に法的なものであると解釈するならば、外國の法律を云々といふことによつて日本人が処罰されるということはおかしいですね。その辺の点について責任ある解釈を一つ出して頂きたい。

○國務大臣(青木義典君) この解釈について、道徳的な解釈であるといふ御説明をどなたがなさつたか、私も存じませんが、波多野委員のおつしやるやうに、五十條の規定は、今一般に言われてゐるソシヤルダンピングとか、ダンピングといふものを制限するものだと思ふのであります。五十三條で一年以内の期間を限つて輸出又は輸入を行うことを禁止することができるといふことが書いてあるが、これは確かに解釈としては私もそういう印象を強くいたしますが、これは御承知の通り規定そのものとしては、外國の規定云々とおつしやいます。仮にダンピングを當つてゐるが、日本の貿易、輸出産業に取つてよろしいかどうか、こういう問題になると思ひます。御承知の通り過去におきまして、日本がダン

ピングをやつたというふうなことは別
といたしまして、今後ともその市場を
攪乱するといふことが、同じ自国の輸
出業者社といたしまして、いさゝか
とこのダンピングによつて日本の輸出
信用、或いは産業そのものの信用を破
壊するといふようなことがしばしば起
りまして、これは過去の経験がよく物
語つておるところだろふと思ひます。
そういう意味でこれは関連的に不正
な競争に関するといふような意味がこ
の五十三條においても援用され、又こ
れについてのそういう解釈が生れて来
るのだといふふうに自分も考える次第
であります。

○波多野君 いや、ダンピング云々
を承認しろとか是認しろという意味じ
やないのです。それはよろしくないこ
とは分りきつてゐる。そういう意味じ
やなくて、最終仕向国がこれは日本の
ダンピングだと判断するの、日本国
がダンピングと判断するの、どつち
かといふことなんです。日本国政府が
かういふことをやればダンピングにな
るから止めて置けとそういうことを言
つた場合に、それをきかないでやつた
場合に制裁を加えるといふことは当り
前だと思ふ。そうでなくて、五十條を
見ていふと外の国がダンピングである
かどうかを判断してしまふことにな
る、そこがおかしいといふのです。

○説明員(松尾泰一君) 只今の五十
條と五十三條の問題につきまして簡単
に御説明申し上げます。実はその五十
條におきましてダンピングを是認する
といふふうな形になつてゐるのであり
ますが、実際の運用といたしましては非
常に今のお説の通りにむずかしいので
あります。それで五十三條との関連に

おきましては非常な慎重な手続をとり
まして、輸出の政令におきまして書い
ておりますように、先ず現在でもそ
うであります。輸出の申告書におき
まして、一応十分考慮して出してある
のだという保証をとつております。併
しながら實際問題といたしまして現地
の事情が分らないといふことは現在の
貿易下において当然あることでござ
います。それで、一応外国のバイヤーか
ら書類を取ることになつておりまし
て、これで以て行つてもダンピングに
ならぬのだといふふうな書面を一応と
ることになつておるような次第なん
であります。若し海外からそういう
ダンピングであるといふ非難が起つて
参りましたときに、書類によりまして
照査をいたしまして、確かにそうらし
いという判断はこれは日本政府がする
わけなんです。判断をした結果、確
かにダンピングであると判つた場合
には直ぐ五十三條で以て輸出の禁止
をするのじやございせん、一応戒
告いたすわけでありまして、その戒告
を受けた業者が一年以内に尙且つそ
う違反行為をやつてゐるといふこと
になりまして輸出の禁止といふことへ
引つかつて来る、かういふふうな非常
に實際問題といたしまして、この運用
につきましてはお説の通りむずかしい
のであります。戒告を受けた場合に
おきましては、その業者が果して戒告
通りやつてゐるかやつておらんかとい
ふふうなことを考えますために、一応
その業者の出す商品につきましては輸
出の承認をとつて行つて行く。尙且つそ
ういふ違反行為があつた場合において、

初めて輸出の禁止といふふうなところ
へ持つて行くといふふうな、非常に慎
重な運用をいたすことになつてゐるの
であります。

○波多野君 ます、分らなくなつ
て来る。これは私は五十條といふのは
「最終仕向国における」といふ文字
があるから問題になるのです。不正
な競争の禁止に関する規定は日本だ
つてある。それを適用すればいいの
で、「最終仕向国における」云々とい
ふ言葉があるから問題が複雑になると
言ひます。これをお取りになるおつも
りはないですか。

○説明員(松尾泰一君) その一応最
終仕向国と申しましたのは、その輸出
業者がどこに輸出したのか、その輸出
業者が知れる最終仕向国といふ意味
でありまして、いわば通貨貿易等の場
合を予想してゐるのでありまして、一
旦日本人から買つた物が尙再輸出して
いる、その当該国を最終国とこの法
律が言つてゐるのじやないものであり
ます。輸出業者が輸出するときに、こ
の商品はどこへ行つてゐるのだといふ
ことを最終国と、かういふ意味であり
ます。

○波多野君 要するに私の言いたい
のは、これじや相手国の判断によつて
日本人が処罰されるということになる
と云うのです。日本国の判断によつて
日本人が処罰されるならちつとも差支
ないと思ふ。相手国の判断によつて
処罰される危険性があるといふことな
ります。

○説明員(松尾泰一君) それは一に
かりまして今後の運用によるわけで
あります。一応先程いろ／＼御説明
が、あります。私個人からかういふ
規定を設けられた以上、この運用
については慎重にやらなければいかん
ことでありまして、正當な善意の業者
がこの規定によりましてひつかけられ
るという問題のないように、一にかか
つて運用の問題だと思ふ。確かに現
問題としてこれを適用します場合に非
常に困難があるかと思ひますが、先
程申しましたように、いろ／＼戒告段階
において徐々に適用して行くと、こ
ういふふうに考えております。

○波多野君 大変むずかしくて分ら
んからもう少し研究してからもう一過
質問します。

○委員長(佐々木良作君) 板野さん、
関連してゐるのですか。

○板野勝次君 関連してゐるものもある
し、してないものもあるし……

○委員長(佐々木良作君) 後で又許し
ますから、関連してゐる分だけ、板野
委員。

○板野勝次君 関連してゐる分では、
今の点で……分らなくなつたんで
すが、運用によると言ふのですが、例
えば一定の規格があるとかないとか、
そういうもう少し具体的な問題につ
いて五十條を説明して貰いたいと思ふ
のです。そうしないと運用だけじや何
か適当に然るべくといふことになるの
で……

○説明員(松尾泰一君) そういう規
格等については別段制限をいたしてお
る意味ではありません。

○板野勝次君 じゃ、規格についてが
なければ、価格についてだけですか。

○政府委員(松尾泰一君) さうで
ございませう。

○藤井丙午君 先日、五十條の問題に

つきまして、私稲垣通商産業大臣に質
問しましたときに、そのときの御答弁
は、これは、尤も今商務官があるわけ
でなく、貿易上のエージェンツがある
わけでないから、外国の事情をいろ／
ろ詳報するの、これら／＼な不便があ
る。そういう際にこれはどう扱つか
うか、それを私は質問をしたのに對し
て、それは例へば国内物価よりも下廻
つた価格で出すとか、或いはレター
ンとかリベートとかいふようなものに
そういう非難があつた場合に、これを
日本政府で、当該機関で調べて処罰す
る。その処罰については、只今説明員
から説明がありましたように、非常に
慎重な手続をとつてやる、かういふ
ふうな説明があつたわけでありませう。

今波多野委員が言われるのは、これは
当然なことなんだが、この法文自体が
最終仕向国における不正な競争の禁
止に関する法令、つまり最終仕向国に
對する法令を十分考慮してといふこと
になるから、法文自体がおかしいの
ではないか。結局それを判断し決定す
るのが向うの法令にあるのではないかと
いふところにこの法文自体の甚だ解釈
にむずかしい問題が起つて来るのじや
ないかといふことを言つておられると
思ふのです。その点についての説明を
もう少しはつきりして貰つたらいいの
ではないかと思ふのであります。

○政府委員(谷林正敏君) その点につ
いて先程からいろ／＼御質疑がありま
して、答への方とやや食い違ひがある
点で、これは御質疑があると思ふので
すが、これは実はどこかはつきりした
決まつた一つのものがあつて、日本の
業者としても非常にやりにくい標準があ
れば、それによるのが一番いいのであ

りますが、今日の日本の業者がいろいろ出て、こちらではそれはダンピングでないかと思ひますが、相手国にいろいろな法律があつてそこで引かかつて、それがダンピングであると言われたときに、その国に關する限りこちらには如何ともし難いわけで、それでこういう最終仕向地、つまり買入方の法律において許されればそれは問題ない。そこで、或る特殊の法律とか或いは特殊の規定があつてそこに引かかつて、これはダンピングとして引かかつて、一応売る方は相手国にそれをそういう工合に売つて差支ないかどうか、これを見る、これは勿論現在非常に不便なことではありますけれども、相手のバイヤーと十分相談して置いて、こちらで値段を決めるときには一応こちらでダンピングその他で差支えないかというところを見て置く、そういうことにはだん取決めで置いて置けば、あとは電信でそれを取決めてもいい、すでに打合せはできておるわけでありまして、そういう工合に成るべくダンピングの起る率を少なくする。而も売つた先で起るものであるから、その国の法律でなければこれは問題なく一応通そうというので、仕向国という條件まで入つておるわけでありまして、こちらの方でいろいろ考へて、こちらの方でいいとして、外国において特殊の法律があつていろいろそこに文句を言われる。その際には今向うに對抗する何がないというふうな理由からこういう規定を盛つたわけでありまして。

○藤井内午君 その説明でそういう方法でやるということだけは分つたわけでありまして、そうしますと、先日通産大臣の御答弁になりましたように、

例えば国内物価を割つて、例えばあるならば割つて輸出したとか、或いは手数料にレターを取つたとか、リベートしたとか、そういう問題を取締るといふ條項を、若しそういうことをするとすれば條項が別になくちやならんということになるわけですが、その辺の解釈はどうですか……

○政府委員(谷林正藏君) この法文の後の方に、公正取引の取締のできるような條項がありますから、国内の方はその條項によつて抑えて行くことになりまして。
○和田博雄君 ちよつと今の点は、政府委員の説明に分らん点があるのですが、それならばむしろこの條文がない方が私はいいと思う。何故ならば、こういう條文があれば、とにかく向うで文句を付けてこれはダンピングだと言つたときに、結局割られるのは、向うの判断でこちらの輸出業者が割られて来る。そういう場合に日本はダンピングはしないのだという好意を示すつもりで法律に書きながら、實際の運営においては悪用されることになる。實際經濟關係はそう動くと思う。そうすれば、今の政府の説明を聞いておれば、運用とか何とか言つておるのですから、我々も研究するが、政府としてもつと研究されて然るべきでないかと思う。今の説明は少し……国内価格を割つてどうこうということ、今の條文の盛つておる經濟的な意味とは少し違ふように今感じましたが、政府としてのその点の基本的な、こういう條文を置いたその趣旨は一体どこにあつたのか、その点を明確にされたらいいのではないかと。

○國務大臣(稻垣平太郎君) これは二つの問題があると思うのですが、この前の藤井さんの御質問のときにお答えしたのは、国内的の問題として、例えば出す物を生産費を割つても出すといふような場合、或いは一般に国内の販売価格があるそれを割つて出すという場合、これは何とか取締るとして、この五十條の規定としては、その仕向国、まあそこへ送り出すという仕向国に何らか禁止的な規定がある、そういう場合に、その法令に反して出したという場合には、言へば換へれば、まあダンピング……從來日本はダンピングしていかんという問題に対する一つの措置として、向うにそういう法令があつた場合に、それに抵触するようなことのないように我々が考へたいということとでございまして。
○和田博雄君 どうも納得行かぬのですが、私はむしろそうでなくて、私が解釈すれば、日本が輸出について一番考へなければならぬ点はダンピングだ。日本はチーフ・レーバーを基礎にしてダンピングをやらんのだという世界的な過去にあつたその非難を、もう一遍繰返すことはできるだけ避けたいという趣旨を、何らかにおいて弁明したいという点にあるかと私は思う。それだからこそ、相手国の判断如何によつて日本人が割られる規定になつておる。そうであるとするならば、その点はやはりその趣旨がもつとはつきりと通るように、悪用されないような方法で考へて行かなければ、ならんと思ひます。今の通産大臣の説明では私は納得は行かない。

○委員長(佐々木良作君) 時間が二分……こういう格好なんです、従いまして會議の進行についてちよつと御相談して頂きたいと思ひます。よろしくございまして。ちよつと速記を停止して……
〔速記中止〕
○委員長(佐々木良作君) 速記を始め、それではこの委員会はこまま一応休憩いたします。御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(佐々木良作君) それでは休憩いたします。
午後零時四十三分休憩
午後二時三十四分開会
○委員長(佐々木良作君) 午前中に引き続きまして、委員会を再開いたします。御報告申し上げますが、午前中の委員会の最後のところで、五十條の問題が相當問題になつておつたわけでありまして、この休憩中に通産大臣の方から話がありまして、この間の経緯その他について、でき得れば秘密会でも開いて貰つて御説明してもいい、或いは御説明申上げたいというお話もあつたわけでありまして、そういうふうに取り計らいまして、秘密会で五十條の問題を聴くことに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(佐々木良作君) それでは通産大臣が見えるまで、他の質問が残つておつたと思ひますから、質問を願ひたいと思ひます。
○中川以良君 本法案は広汎に亘る委任立法でありますので、私共は政府を御信頼申上げて、もはや明後日からは自由貿易も再開することに相成りますので、早くこの審議も打ち切りたいと思ひますが、ただ二、三この際に

政府側の御意思をはつきりと承つて置きたいと存するのであります。
先ず第一にこの法案に對しますところの政令が五つございまして、四つまでは大体本日まで頂いておりまして、一つはいつのやうな為替の受拂に關しますところの大蔵省の政令というものはまだ承つておらないのであります。これらがいかにどういふやうな構想のものであるかという点も、御準備がなければ、大体の今日までのお進みの状態を御説明頂きたいと思ひます。尙これに伴いますところの省令が沢山ございまして、一体幾つぐらいの省令が出るかということも先ず以て明確にして頂きたいと存じます。
○國務大臣(青木孝義君) 政府委員よりお答えいたします。
○政府委員(稻垣正藏君) お尋ねの点でございまして、大体第四章、第五章の關係の集中とそれから制限並びに禁止、この部分が主として政令が選れておるわけでございまして、実はこの法律の趣旨が旧管理法の趣旨と大体似たやうな恰好にできておりまして、非常に包括的にこれを網の目を張つたというやうな恰好にできております。従いまして、これによつて果してどの程度の具体的な取締り或いはその規定を作るかということが実は問題でありまして、私共目下その具体的な内容について司令部の方と折衝いたしておるのでございますが、今日只今までのところでは、まだお手許に差上げる段階に達していないということでございまして、大まかな考えだけを申上げますと、第四章の外国為替等の集中という章に掲げておりますやうな内容のことは、大体におきまして、当面のところ

全面的に外貨資金を集中するという考
えでおります。ただ現在国内において
特殊な形態で行なわれております連合
国人乃至はその他バイヤー方面の為
替、そういうものが国内で例外的な扱
いで行なわれておりますので、その方
の取扱いをどういうふう具体的にや
るかという内容が、実はまだ最終的に
決まらないわけでありまして、従いまし
て、大体の方向としては全面集中とい
う行き方ですが、個々の問題につ
いての政令に具体的に書く段階まで
行つておらない、かように御了承願
いと思ひます。

それから第五章でございますが、
この方は実は旧管理法におきまして
も、いろいろな対外支拂、外国への送
金その他を包括的に取締つておしま
うが、これ又大体の考えをいたしまし
て、現在の窮乏な為替資金の状態にお
きましては、相当厳格な規定が必要で
はないか、特に考えの中心をいたしま
しては、為替銀行を通ずる決済という
明らかに摘めるものに極力集中いたし
まして、その他のものは、弊害のない
ものは勿論包括的な免除をいたしまし
て、個々のもので資本逃避防止とい
う大眼目から見まして絶対に困るとい
うようなものを拾ひ上げて、許可制
或いはその他の制限をして行くとい
うようなやり方で参りたいと、かように
考へております。

○中川以良君 そうなりますと、十
二月一日からこれが実行に移される場
合に、いろいろ難点が伴うのじやない
かと思ひますが、それまでにそれらの
附帯の政令なり或いは省令というもの
は全部整うのでございましょうか、ど
うですか。

○政府委員(稲益繁君) 只今申上げま
した第四章、第五章関係の政令は、現
在のところでは十二月一日には出すこ
とは不可能だと考へております。

○中川以良君 その場合には実行面
において支障は伴わないでございまし
ょうか、どうでありましょうか。

○政府委員(稲益繁君) 現在この管理
法に規定したしております程度のこと
は、御承知の終戦後出ましたポツダム
勅令に基づきます大蔵省令八十八号で取
締をいたしております、これが御承
知のように殆んど全面的な禁止乃至は
制限という形にできておりますが、こ
れの運用で当面のところを凌いで行く
ということになるかと思ひます。

○中川以良君 それでは改め伺いま
するが、本法案が通過いたしましたな
らば、十二月一日からこれを施行いた
しますには、当面の問題として何ら支
障がないと心得てよろしうございま
すか。

○政府委員(稲益繁君) 大体さように
御了承願つて差支ないと思ひます。

○中川以良君 それから閣僚審議会の
点につきまして、本日政令の案を頂い
たのであります、実は一番初めに
私も御質問を申上げたのであります
が、経済安定本部が最高施策をやつて
おりますが、経済安定本部こそこの問
題を取上げてやるべきではないかと考
へたのであります、いろいろ内閣
の御都合によりましてかような審議
会ができたところ承つておりますが、た
だこの運営に關しましては、この案を
拜見いたしますと、審議会の議事に
ついては必要なる事項は審議会が決め
るといふようなことに相成つておりま
するが、委員長は内閣総理大臣を以て

當てられておりますが、恐らく総理
は常にこの委員会には御出席は不可
能ではないかと存じます。その場合には
一体議事をどういうふうにお進めにな
るのか、この点を一応安本長官に承つ
て置きたいと思ひます。

○國務大臣(青木孝義君) この問題は
我々も最初から考へて参つた問題で
ございます。ただ今回のこのできま
した閣僚審議会に基いて只今の御質問にお
答へいたしますが、これは御承知の通
り五名の委員が、大蔵大臣、農林大臣、
通産大臣、運輸大臣、経済安定本部総
務長官、こういうことになってござい
ます。その他にアドバイザーするメンバ
ーとして外国為替委員会の委員長が入
ることになっております。そうします
と、それ、その所管大臣が自分の方に
關係したものを説明されるような場合
におきましては、任意にその委員長と
しての……委員代理というが、そ
ういう役目を務めるのであります、実
際には経済安定本部総務長官がそれ
をやるという形式で進めて参る考へで
ございます。

○中川以良君 殆んど事務的にも経済
安定本部の貿易局が当たり前になるよ
うで、その点は誠に結構だと考へてお
ります、この閣僚審議会が国会に對
する責任を持つた機関でやられるか、
或いはこの審議会の上に更に閣議が存
在するの、その辺の点を一つ明確に
御説明をして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(青木孝義君) これは内閣
に屬する一つの機関でございまして
が、實際においてはこれは形式的には
必ずしも閣議に諮らなければならん
といふようなことはございませう。併
しながら事實においてはやはりいろ

ろ關係事項がございしますので、閣議
にもかけるという考へでございませう。

○中川以良君 私共はその点を非常に
懸念するのであります、いわゆる
屋上屋にならぬようにし、その審議
会において御審議をなされる事項は飽
くまでも國のいわゆる基本的経済政策
を基幹としておやりを頂くように、特
に私はお願いを申上げて置く次第で
あります。

それからその次に承りたいことは、
本法案に外國銀行が如何ように適用を
受けるかという点であります、こ
の点は至つて不明確であります、若
しも適用を受けないことになつた
としますと、無論適用させるわけには
行かぬと思ひますが、他の手段を以
てこれと同じような適用を受ける手
段が講ぜらるべきであると思ひます。
この点を一つ明確に御説明頂きたい
と思ひます。

○國務大臣(青木孝義君) その点につ
きましては、勿論一般的に申上げれば
内國の商社、銀行等と同様に一応の適
用を受けると思ひます。

○中川以良君 それは政府委員から一
つ御説明頂きたいと思ひます。具体的
に……

○政府委員(稲益繁君) この法律の第
十條に掲げてあります「外國為替業務
を営もうとする銀行は、その営もうと
する營業所並びに業務の内容を定め
て、大蔵大臣の認可を受けなければな
らない」とあります、一応内外を問はず
外國為替業務を営もうとするものは大
蔵大臣の認可を受けるといふことに法
律上なつております。ただこれにより
まして、外國為替銀行が認可の申請を

いたして来るということになります、
勿論この法律によつて外國為替銀行
と相成るわけでありまして、ただ事實
は、現在におきましては外國銀行はす
べて司令部のライセンスによりまして
その範圍内の業務を営んでいまして
ことになつております。その業務は主
として連合国人或いはバイヤーその他
の特殊な關係の人々の預金、送金その
他の業務を営んでおるだけでありま
して、一般的ないわゆる外國為替業務
というものを営んでおらないわけであ
ります。従いまして現在とはにかく外
國為替銀行ということにせし、スキ
ヤップのライセンスを受けた銀行とし
て、その範圍内の仕事を営んでおると
いう現実の状態でございまして、ただ
法律としてはこの法律に基く認可申請
をいたして参ります、ここに言う
いわゆる外國為替銀行になる、かよう
に相成るわけでありませう。

○中川以良君 今日の日本の國際的立
場から申しまして、外國銀行がこの法
令に指定されるということは嚴密に私
は言えないと思ひますが、そこにお
いて只今御説明のごとく英米の銀行はス
キヤップを通じて本法の適用を受
けると同じような制約を受けるので、
決して普通の外國銀行だけが日本銀行
と比べて優位な状態にあるのではない
といふふうに解釈してよろしうござ
いませうか。

○政府委員(稲益繁君) 只今のお話の
通りだと思ひます。

○中川以良君 次は輸出の承認の問題
であります、これは銀行の窓口で
以て承認を與えることになつており
ますが、この承認のいわゆる優位順位
と申しますものは、その一日中のも

ので時間的に順位を決めるのでなく、全体を操作していわゆる為替の金額と脱み合せて許可をするというふうな承つたのであります。具体的には、これはどういふことに相成りますのか、一方の政令におきましても、この事項は具体的に明示されておりましたので、その点の御説明を願いたいと思ひます。

○説明員(松尾泰一郎君) 只今のお尋ねは輸出の場合ですね。

○中川以良君 そうです。

○説明員(松尾泰一郎君) 輸出の場合につきましても、特殊な商品それから特殊な決済条件の場合は、通産大臣が許可と申しますか、輸出の承認をするわけでありまして、その他の大部分の場合は、銀行に輸出申請書を提示いたしましたして、指定条件が確保されておるといふ確認を得れば、税関におきまして無条件に通過をするということに相成りますので、優先という観念は実はないわけでありまして、まあ幾らでもどん／＼為替銀行が所定の決済条件に合致しておるといふことを確認して呉れさえすればいいということになるわけでありまして。

○中川以良君 ちよつと私の御尋ねしたのと多少食い違ひがあるようでございますが、私はたとえて申しますと、ここに五百万ドルの輸入許可の金額がある、これに対して例えば二十社なり三十社なりが銀行につめかけて参りまして、一千万ドルからの輸入を願ひ出たといった場合には、一体そのときには朝早くから銀行の窓口に来た者が認められるのかどうかと、こういう意味でございます。そういう場合には、具体的にどういふふうに御処置をなさ

るかということをお願いしたのであります。

○説明員(松尾泰一郎君) 只今のお尋ねは輸入の場合についてだと思ひますが、あります。輸入の場合におきまして、いわゆる予算の範囲内におきまして輸入業者が輸入の申請を為替銀行にして来た場合に、その予算を超過した場合のことかと思ひますが、一応この輸入業者も東京のみならず各地に散在をしておりましても、いわゆる早い者勝ちと申しましても、その運用については十分考慮いたさなければならんことは申すまでもないことであります。

今まで一応関係官庁の打合せのラインを申上げますれば、日本銀行の本支店の窓口とその輸入申請書が……輸入申請書は業者が為替銀行に提示するわけでありまして、その輸入申請書を受けたいというところを先ず日本銀行の本支店に提示することになるわけでありまして。大体その提出いたしますのは、午前十時午後三時というふうな切りませんで、大体同じ日附のものを同順位として一応取扱います。それを東京なら東京の本店に集中いたしまして、そこで為替審議会は対外予算の範囲内であるか否かを検討いたしまして、若しその商品別、通貨別に予算の範囲内に申請書が全部納まれば全部承認をされまして、若し超過した場合におきましては、或る地域についてはその予算の範囲内で納つたが、或る地域のものについては予算よりも超過したという場合も起つて来るのであります。その超過した場合におきましては、大体抽籤によりまして順位を決めて行く、従ひましてその予算の範囲内で、抽籤によ

りまして一番から何番までか取りまして、最後のところに行きまして若干の額が残つて来ると、そのときの抽籤に當つたものがいわば一部承認ということになるわけでありまして。その一部承認を受けたものが取引の必要上それを拒む場合には、一週間以内に出出て拒むことができるというふうな規定を輸入の規定の中に入れることになつております。これを要するに、日本銀行の本支店への窓口に通達する日の順位によつて大体決定する。こういうことには御了承願ひたいと思ひます。

○中川以良君 大体分りましたが、輸入の政令の中に、今入れるというお話がありましたが、そういう詳しい規定はないのであります。それは規則が何かで出るものであります。それに対しては為替管理委員会が干渉をするのか、銀行だけでその抽籤をやるのか、その点を明確にして頂きたいと思ひます。

○説明員(松尾泰一郎君) その順位の決め方なり、抽籤の方法につきましましては、外国為替管理委員会と所管省との共同省令を以て決めるという予定になつております。

○中川以良君 それから輸出の品物に對しましては、午前中間問題のごさいますした五十條で一応ダンピングの規定があるものであります。これはいづれ通産大臣からお話があるそうで、この点はそれを承つてから又質問することといたします。ただ私共考えますのに、或る程海外の市場に日本が従来のようなダンピングをしないというため、日本のいわゆる産業道義の今日の状態を明確にする意味から言ひまして、かような條項を加えることは甚だ

至当なことであらうと存じます。また反対に輸入するものに對しまして、仮に外国から非常にダンピングをして、日本の産業を潰そうとされた場合には、今日のこの法令では安易ものでしたら幾らでも入る、これは今日の日本の現状から申しますならば、そういうものが入つて来るのは或いは望ましいかも知れませんが、日本の産業を育成助長をして行くという過程におきまして、特に新しい産業等にかへまして、長期計画を以て進むというふうなものに對しまして、仮に他の外国からそういうものを潰そうという意図の下にダンピングをして来た場合には、この法令では何らこれを防止するところの制約事項はないのであります。これは恐らく関税その他が考えられると存じます。そういうふうな事態は予想されておらんか、或いはそういうふうな事態が出た場合には、政府としては如何なる態度を以てお臨みになるかという点の一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(谷林正敏君) 只今のお尋ねでございますが、これは今お話があらりましたように、今の事態におきましては、大体むしろそういう傾向が少なく、高く買われるということが多いかと思ひますが、仮にお尋ねのような場合が海外に起りまして、日本の産業を潰そうというふうな意図を以ちましてやつて参る場合には、今お話になりましてように関税政策その他で對抗もできるし、或いはこれを広くその国のダンピング法に引つけて、そうしてそれに訴えてこれを止めるといふこともできるかと思つております。

す。それでいづれの方法によりまして、今この法律でそのことを考えなくとも、それは他の方法で抑へることもできるし、又一応この程度ならば、その状態が来る方が今の日本にはいいんじゃないかというふうに考へております。

○中川以良君 もう一つお伺ひしたいのは、五十五條の担保提供の制度であります。これは政令の方に、確か十七條か、これは政令の方に、極めて不明確な規定になつておりまして、一体この尺度はどこに置くのか、各物品ごとに変わるのか、或いは時期的に違ふのか、或いは相手国によつて異なるのか、こういうふうな点はどういふふうになるのかということ承りたいと思ひます。

○説明員(松尾泰一郎君) この五十五條の担保についてのお尋ねでございますが、この規定の趣旨はいわゆる投機を防止するということと、それから今一つには輸入申請をして許可を得た者が必ず輸入を実行するということを確保する規定のためにこういう條項が挿入されておるのであります。お尋ねの地域によつてこの担保の率を變えるとか、或いは業種別によつて又担保の率を變えるというところはな／＼むずかしい問題なんではないかと、政令案の中におきましては、一応関係審議会において決定をされることに予定しておるのであります。今この事務的の運用の方針をいたしましては、規定の趣旨がそういうふうでございますので、たとえて申しますと、早い者勝ちの輸入の商品の場合、それから資金の事前割当をする商品の場合によりま

しては、後者の場合等につきましては、担保の率は、非常に低いものでよいのではなからうか。早い者勝の場合には或る程度、例えば或いは五%なり一〇%程度の保証を必要とするのではないかと、いふに考えておられるのでありまして、地域別にその差に率を設けるかどうかということにつきましては、今のところはつきりした考えは持っていないのでありますが、余りそういう必要もないのではなからうかというふうに考えております。

○中川以良君 漠然たる規定でなく、何かこれに対する規定が、何か明確な尺度をお示しになる必要があるのではないか。そう申上げますことは今日至るところ資金難であり、殊に設備資金、運転資金等に困つております産業が、この際貿易をするためにこういう金を長く保証の意味で以て置くということは、産業の発展に對します大きな障害になると私は思うのであります。この額が多ければ多い程、大きい影響に相成ると思ひます。特に一番心配をいたしますことは、金融も今日十分に行つておらない折から、中小企業等がこれによつて非常に迷惑を蒙る、中小企業で非常に立派な技術を持ち、又非常な生産意欲を持つておるものも、こういうようなものがあるために非常に迷惑をしておる。殊に輸入に當りましては、一部の為替銀行と特殊關係を持つたもののみが優先的に輸入する、且つ又銀行としても危険性を考えまして、そういうものをできるだけ取るようにする、従つてこういう正しい努力をする中小企業はいつまで経つても直接輸入をみずからするところの機会を失われる。特にインポートにおき

まして、成るだけ大きな、或いは又保証金が十分積めるところ、こういうようなところを一番やはり狙うのでありますから、中小企業の人々は直接輸入する機会を失うというやうな虞れがあるものでありまして、この点が最も懸念をされるのであります。かような点は政府としてはどういふふうにお考えでございましょうか。

○國務大臣(稻垣平太郎君) 今の中川さんの御意見でありましたが、私御尤もと存じております。これについては、実情に即しまして、できるだけ我々としてはこの輸入の何というか、円滑に振興して行きたい。こういう考え方を持つておりますので、従つて保証の額その他についても十分その辺を考慮いたしまして、運営して行きたい。かように考えております。

○中川以良君 それに関連して稲垣大臣にお伺いしたいのであります。が、中小企業に對する今後の、殊に輸出産業に對するところの資金の点を如何に通産省は斡旋するか、或いは又中小企業に對してどういふふうに御指導になるか、特に見返資金等も中小企業の有力なものに對してはお出しになるお氣持があるかどうか、この点を承りたいと思ひます。

○國務大臣(稻垣平太郎君) 中小企業の金融につきましては、いつぞやも本會議ですか、御質問のあつたときにお答えしたと思ひますが、これは我々といひましては、まあ運転資金といひましては、年末までに二十五億くらい程度のものが出ると考えておりますが、それから設備資金につきましては、見返資金から復金債の償還を受けた日銀が国債を買上げる、そ

れに関連して設備資金その他の中小企業の融資をする、こういうた形でレック・テープで持つて行くというのを考えておりました。これは各業者間の中小企業者の設備資金の御希望を今通産省で集めておりますので、この集めました中から我々が見て十分これは御尤もであるというものについては、我々ができるだけ今の形で斡旋をしたいと、かように考えております。その他信用保証協會なりを利用するというところ、或いは協同組合法によるところの信用組合を利用する、或いは親会社なり問屋の筋を通じてのトンネル融資をする、こういうたやうなことに付いて我々は斡旋しておるわけであります。ただ問題は、今の最後に尋ねになりましたように、これを實際に融資を受けるのに對しまして、この中小企業の中には今お話のように非常に立派な技術を持つておる、日本の産業としてなしてならない部分を持つておるといふものもありまして、又中には全然この受入態勢ができていない企業もあることと御承知の通りであります。そこでそういう意味において、できるだけ工場診断といふことをやつておる、昨午だけでやつた工場診断の工場は、少し行き過ぎに亘つておると思ひますが、この工場診断をいたしますと、本間に技術的に粗雑であり、又資材その他も普通の業者と比べて余計な資材を使つておる、そして製品が不完全である、こういう面もありまして、特別に指導班を出しまして工場診断をやらなうやつておる。これはまあ工場自体の希望と、それから県庁とタイアップしまして、我々の方でやつておるやうなわけ

でありまして、こういうたやうな工場診断と相俟つて、ものによつては協同組合といふものと相俟つて、これが殊に輸出工業については中小工業の育成ということに我々は努力いたしておる次第であります。

○中川以良君 それから五十五條の第二項に「貨物の輸入の承認を受けた者が当該貨物を輸入しなかつたときは、政令で定めるところにより、前項の保証金、証券その他の担保物を国庫に帰属させることができる」とあります。これは不可抗力によつて輸入のできなかったこと、先方の意思によつて輸入ができなかつたといふやうな場合がいふいふあると存じます。この点は何かお考え頂いておつて、これに對する規定が何か、別個に定まることがあるものでありましようか、どうであります。

○説明員(松尾泰一郎君) その点は輸入の政令によりまして、正当な理由があつて輸入ができない場合におきましては、その担保は国庫に帰属せしむる必要がないといふやうな規定を設ける予定になつております。

○中川以良君 輸入の政令と申しますと、この間頂いておるのであります。が、どこにそれが明示してあります。

○説明員(松尾泰一郎君) 実は輸入の政令案の方は尙固まらん点が大部分あります。ために、本委員会にお配りいたしましたのは政令案要綱をお配りしたところになつておるのであります。その点につきましては、関係筋ともいろいろ打合せをいたしましたのであります。御存じのように輸出は十二月一日からということ、非常に前から準備を

されましたので、はつきり政令の恰好に相成つておるのであります。輸入の方は一月一日からというので、若干時日に余裕がありますために、細部の点につきましては尙關係筋と打合せ中に属しておりまして、原則的なことにつきましては、大體政府と打合せができましたために、その政令案要綱としてお目に掛けて頂いておる次第であります。今申上げましたように、大體政令案の中では今申しましたやうな規定も用意しているわけでありまして。

○中川以良君 よく分りました。頂いておるところの政令案要綱には、そういうことがなかつたのであります。が、そういう点を尙御検討して頂いておること、で安心いたしました。が、尙これも早く政令をお出し頂くように、特に希望を申上げて置きます。

それから第十七條の通常予備費と十八條の非常予備費との相違について一つ御説明を頂きたいと思ひます。この予備費はいわゆる通貨別に設けられるのか、どういふ形で設けられるのか、それから何が故にこれが必要であるかといふやうな点を一つ明確にして頂きたいと思ひます。

○政府委員(谷林正敏君) 通常予備費、それから非常予備費と両方ございしますが、これはお尋ねのやうに通貨別で設けております。この予備費が入りますのは、昨日もちよつとお話したかと思ひますが、今度向うから全部日本政府側にこの輸出入というやうなものが託されますと、我が国側の官庁だけでこれを全部をやらなければならぬ。そこで現金に關する限りは輸出、輸入と見合つてそこにバランスがあり、そこに赤字が出たらやり切れない

というようにあることがありまして、その外のいろいろな勘定におきまして、この輸出入の爲替予算においては一応のゆとりを置いておかなければならぬというので、ここに予備費というのがあるものであります。この通常予備費というものは必ずそこへ出て来るものになつてゐる予備費でありまして、その内容は第十八條に「外國爲替予算を作成する場合には、計算若しくは評價の過誤又は予測できない緊急な需要に基く不足を補充するため、通貨別に一定の外國爲替使用可能量を非常予備費として設けなければならない。」これが非常予備費でありまして、通常予備費の方は、予め予算を立てるときに、こういう品物がこれ／＼入るといふことを予測できない勘定があるわけでありまして、例えば当初の裁定の際には、それが非常に細いとか、或いはその品物が或る金額に達しないとかいうようなわけで、予め計算をして出している場合にはそれを一つの項目として出し得ないというやうなものが、当然その爲替を履行している例えは一つの四半期の間には出て来るわけでありまして、そういうものが出来た場合に、どこにも入れないというやうな場合は非常に困るのであります。そこでゆとりを置くために通常予備費というものを置く。こういうやうなわけでありまして、いづれにいたしましても、予備費は相当大目に兎てゐる。そこで如何なる場合でも金がなくてそこに立往生をするというやうなことは絶対に防がなければいかんという趣旨で、こういう項目を設けてゐるわけでありまして、○中川良君 一体この予備費は、これが余り細かいことはお尋ねしたくない

いのでありますが、總額の何%ぐらいを通常見なければならぬものか、通常予備費と非常予備費とにつきまして、若しもそういう目安があれば一つそれをお聴かせ頂きたい。
○政府委員(谷林正敏君) これは全部の予算ができませんうちは、大体どのくらいかというやうなことも今申し上げられないのであります。当初そういうものを一切含めていわゆる雜費という項目で、これはドイツの例でございまして、やる場合にはやはり約一割ぐらゐをそういうのに入れたらというやうな向うの指示といひますか、一つのサセクシオンがあつたのでございまして、今回これを我が國側でやります場合に、通常予備費或いは臨時予備費をどの程度に置くかというやうなことは、今比率その他の程度も今後實際に組むに當りまして考慮いたしたいと思つております。
○委員長(佐々木良作君) よろしくございませう。今その前に先程申しました和田委員、それから藤井委員等から御質問が出ておられますが、五十條の問題で、都合によつて御説明しようかというお話がありますが、秘密会を開いてでも今のお話を聴きましようか……よろしくございませう。それじやその問題の説明のために秘密会にいたしますから議員、國務大臣、政府委員及び事務をとる職員以外の方は御退場願います。
午後三時十六分秘密会に移る
○委員長(佐々木良作君) 秘密会に移ります。速記を止めて。
午後三時十七分速記中止
午後三時二十九分速記開始

○委員長(佐々木良作君) 速記を始め。それではこれで秘密会を解きまします。
午後三時三十分秘密会を終る
○委員長(佐々木良作君) 質疑を継続いたします。
○板野勝次君 私は丁度午前途中で来たので、或いはダブるかも知れないのでございまして、爲替予算の問題について、先ず最初に伺つて置きたいと思ひます。爲替予算は日本經濟の決定的な重要な意味を持つわけですが、これが一般予算との關係、総合化というふやうなものはどこでやりになるのかどうか、それを先ず最初にお伺ひしたいと思ひます。
○國務大臣(青木孝義君) 御承知の通り爲替予算という予算名がついておられますが、國の一般予算と、この場合の爲替予算といふのは少し性質が違ふかと存じます。といふのは爲替予算と申しましても、これは爲替のいわゆる輸出輸入計画でありまして、内容は計画であります。國の一般予算といふものは全然開連がないといふことではございませぬけれども、併しながらこの場合においては性質が異つておるといふやうに考えております。
○板野勝次君 そういう総合化はどこでやりになるか、或いはおやりにならないというわけですか。
○國務大臣(青木孝義君) それはここで本日提出いたしました關係審議會におきまして、この計画を審議をいたしまして、そして決定をいたすわけでございます。
○板野勝次君 そうすると、それはもう關係審議會だけで終ると、こういうわけですか。

○國務大臣(青木孝義君) 勿論先程お答え申し上げましたように、關係審議會はいわゆる内閣の附屬機關に属しまするので、事實上は閣議に報告をいたす考えてございませぬ。
○板野勝次君 それでは、その調整はやはり内閣においてやるというわけですね。
○國務大臣(青木孝義君) 實際はそういう形になると存じます。
○板野勝次君 それでは、この關係審議會は外國爲替予算を作成するといふことですが、これは国会に對して責任を持つのかどうか。
○國務大臣(青木孝義君) これは、この計画を立てまして、これを關係審議會で審議いたしまして決定をいたしますが、併し勿論これは内閣の責任であり、關係審議會の責任であると存じます。
○板野勝次君 ですから、国会に對しては責任を持つというわけですね。
○國務大臣(青木孝義君) その通りでございます。
○板野勝次君 それでは今度の國會の補正予算とも開連して、こういうたものが出来なければならぬ等だと思ふのですが、この法案とも開連して……私も中途からだからよく分らないのですが……
○政府委員(谷林正敏君) ちよつと、只今大臣からお答えがありました。追加した御説明を申し上げます。これは勿論その外貨予算といふものが出て来た半面において、円に關係し、或いは政府關係が出たときはそれが政府予算に關係するといふ場面もあるわけでありまして、外貨予算といふものは國家の予算とは全然無關係であります。

す。それで國會へ出ております補正予算といふものはこれは國の予算の一部でありまして、そこにはつきりと予算の性質を持つておるのであります。この外貨予算の方は先程長官から御説明がありましたように、輸出並びに輸入の計画、それに外貨を裏付けるといふことでありますから、それに直接の關係はございませぬ。
○板野勝次君 それでは爲替予算の審議といふものは國會でやらないわけですか。
○政府委員(谷林正敏君) それでは、この審議は國會ではやらない、お願いをしないといふことであります。
○板野勝次君 それでは關係審議會が決定して、内閣の責任において、國會には諮らずに單獨でやつてしまふといふわけですね。
○政府委員(谷林正敏君) それは國會には諮らずにやりますけれども、後で御要求がありました場合には、その事後報告といふことは勿論やります。そのときに御批判があれば、やはりそこに御批判が出ますが、それ以前において実行する場合には國會を待たず実行する。
○板野勝次君 これではどうも理解できないのですが、そういう重要な問題を事前に審議するといふ審議權が國會にないといふことになれば、これはもう憲法などというものは問題じやないというわけですね。
○國務大臣(青木孝義君) 政府委員のお答えの、その前にちよつと申し上げて置きたいことがございまして、御承知と存じますが、この貿易上の關係は事前に予め決めて置いて、そしてやるということが適切であるというやうなもの

沢山でございますが、併しながら又こちらで予めその輸出輸入外貨等について決めますことによつて、非常に不利を招くというようなことも、貿易上には起ることもございしますし、又絶えずいろ／＼なものを取扱つて参りまするに即応するような措置としてこういふ方法に出ているわけでございします。

○板野勝次君 この問題は結局……併し予算の審議というものと為替予算の審議というものが国内の問題とも関連してやられなければならないし、そうされなければ国の予算を立てるにつて、この問題は全然切り離して考えることはできない。だから重要な部分を一緒にして審議するというのならば、全体の貿易計画、国内の態勢というふうな見通しが付くけれども、片一方隠されてしまつておつて、一方だけが国会に出て来るというのでは……私もよく事情を知らないからお尋ねしているのです。

○國務大臣(青木孝義君) この計画を立てますときに、国の経済一般というものは確に關係を持つておりますが、併し外國為替管理及び貿易等の關係は、国の予算の一般會計とかいうふうなものとはこれは切離して実行が我々にでき得ると考えられますし、又やらなければならぬもので、これが一般會計予算と間接には大きな關係がありますが、直接には關係はないというふうな解釈をいたしております。

○板野勝次君 それなら何故予算の審議というものを国会でやるのが不都合なんですか。その不都合な積極的な理由があれば聴かして貰いたいと思ひます。

○政府委員(西村久之君) お尋ねの、

憲法に定めてあります予算とは予算の趣きを異にいたすのであります。ここで申しております予算というのはい積目標というところに御了解を願ひたいと思ひます。

○板野勝次君 見積目標ではあるけれども、それが實際に行われて来るものだから、何故そういうものをつまみ審議するということをやつて悪いのかという事なんです。そのことは今の答弁の中では少しも触れられていない。

○政府委員(谷林正敏君) 実はこの予算と申しますのは、輸出と輸入の両方から勿論で起るものでありまして、輸入の方は一応年間の見通し、それから四半期というふうな一応見通しは付くのであります。それに対して支出する外貨ということも一応のめどは付きます。輸出の方はこれは全く予想でありまして、民間の業者がこれをどの程度で起るかというふうな一月々々にも勿論異つて来るのであります。この予算の編成は、いわゆるこの予算は先程申上げましたように、国内の予算とは違つたものでありまして、バジェットという言葉を使うので非常に誤解を招くのであります。概念を外國為替予算と一応申上げますれば、これは一応毎月の輸出というものを見まして、そこに合うような輸入を考える。或いは先程午前中も政府委員から御説明申上げましたように、或る程度輸入というものを先行して、そこで輸出を見るといふやうな、多分に普通の予算とは違つた、或いは予想、推量というやうなものも入り、殊に刻々と或いはもつと言葉を極端に申上げれば、一週間、二週間ごとく現勢を見てやつて行か

なければならぬ、そういう点で、一事前に御相談をするという余裕がない。或いはその性質がそれを許さないというものも多分にあることと思ひまして、先程の答弁をしたわけでありま

○板野勝次君 それでは、これは後から国会に諮るといふわけですね。後で国会の承認を求めるとか何とかいうことになるのですか。

○國務大臣(青木孝義君) それは御要求がございまして、どんなふうな計画にあるかということの御質問とか、御要求がございまして、そのときは、お答えのできることはお答え申上げたと思ひますが、別に国会にかけて審議しなければならぬということはないと思ひます。

○和田博雄君 今板野君の質問に対して安本長官は、この審議會は国会に対して責任があるとお答えになられたので、責任を帯びるわけですね。その点ではどちらですか。或いは国会に対して責任があるかないか、それをはずきりしないか非常にこんがらかると思ひますが……

○國務大臣(青木孝義君) これは内閣といたしましては、責任がないと申せない、責任を負うと存じます。

○和田博雄君 内閣が負うのであつて、審議會は負はないのですか。今聞いておるのは、審議會というものの性質です。審議會と内閣の關係ということとです。結局は。

が責任を負うということは、同様に責任を負うと、こういうことでござい

○和田博雄君 それではちよつと困るのじゃないのですか。内閣も責任を負うし、審議會も責任を負うということになると、インナーキャビネットというやうな關係になつて、その点ははつきりされて置かないと、ここにちやんと法律の中に閣僚審議會という名目できちんとした審議會がある以上、これは恐らく閣僚審議會といつたやうなものとは性質がはつきり違つた一つの法律で決つた権限と職務を持つておるものですか。それが内閣に対して一体どういふ關係を持つのか、それとも国会に対してはどういふ責任を持つのか、その点をはつきりしなければいけないと思ひます。

○國務大臣(青木孝義君) それは閣僚審議會は内閣の一つの機関でございしますから、内閣が責任を負います。

○委員長(佐々木良作君) これは法律上非常に重要な問題ですから、一つ打合せて答弁して頂けませんか。はつきり打合せて答弁された方がよいと思ひます。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(佐々木良作君) 速記を始め

○國務大臣(青木孝義君) 先程政府の答弁がまち／＼であつたというふうな嫌ひがありましたので、改めて申上げますが、閣僚審議會は内閣の附屬機関であり、又内閣の補助機関というものでございします。従つて内閣に対する附屬機関で、これはいわゆる内閣の仕事を手助けするという意味でこの閣僚審議會というものができております

で、責任はすべて内閣が負う。こういうことでござい

○委員長(佐々木良作君) 内閣に対して責任を負ひ、従つて国会に対しては間接の責任にはなるけれども、直接の責任は持つていない、こういうことですか。

○國務大臣(青木孝義君) そういうことです。

○板野勝次君 前にも重複しておる部分があると思ひますけれども、それは御手抱願いたいと思ひます。この法案によりまして、やはり輸入先行方式になつておるやうに思われるので、輸入の義務のみが一方的に課せられておつて、そうして相手国がこちらから輸入することは何ら義務付けられておるやうには思われな

○國務大臣(稲垣平太郎君) ちよつと御質問の意味が分らないのですが、我々の方が輸入を義務付けられていないと存ずるのですが、どういふ御質問の要旨ですか。

○板野勝次君 私が質問を間違えました。日本の現在の協定貿易によつて来ると、輸入が先行方式になつて来ておつて、そうして輸入義務のみが一方的に課せられておる。そうして輸出の方に対しては何にも相手方は義務付けられていない、こういうふうな思われるわけなんです。その点はどうか。この法案のことは言ひ違ひであります。

○國務大臣(稲垣平太郎君) それも少しお考え違ひだと思ひます。ございします。我々が輸入協定をいたしておりま

ております。義務付けられておるとい
うか、相互的に協定いたしておるの
であります。例えば最近結ばれました日
英協定におきましても、我々の方とい
たしましては、我々の方というか、両
者が同額のおの／＼輸入予定、我々の
側から言へば輸入が五千五百万ドル、
輸出が五千五百万ドル、そしてその
内容は大体どういふ品物を我々の方は
出そうという品物を向うへ申し出して
おります。向うからもこういう品物を
出そうということがおの／＼から決まら
れておるのであります。向うからこ
ういふ話が出るのですが、向うからこ
ういふものを押し付けて、こつちから買
うものについては向うが自由に選択する
というふうなことはないものでありま
す。大体品種別に、又金額別に、そう
して期間別に、期間別というのは一年
間でございますが、それを限つてお互
いに相互的な合議の上で協定がされて
おる、こういうわけですね。

○板野勝次君 それではもう一度その
為替予算の問題に戻りますが、輸入の
方式というのは、それじやどういふ
うになつておりますか。

○委員長（佐々木良作君） 方式とい
う、どういふことですか。

○板野勝次君 輸入する場合のどうい
うふうにして行くかという具体的なこと
と。

○政府委員（木内信風君） 為替予算に
関連して輸入方式を申し上げますが、予
算では大きな年間計画というふうな
ものを頭に描いて、この四半期に大体何
国からの何国に行くという計画をいた
します。そうしますと、何のAという
品物をどのくらい輸入したい、こうな
ると、それを協定国別に考えて見て、

どの国から買うのが有利であらうかと
いうふうな国別に割当てる。そうすれ
ばその国がオープン・アカウントでや
つておる国ならば、一応資金の心配を
することなしにそのおの／＼からの輸入
計画を立てて、それが例えば一月に
百万ドルなら百万ドル輸入するという
肚を決めて、それを一週間ごとでもよ
い、二週間ごとでもよい、或いは月一
回であつてもよいのですから、適当に
それを発表をする。そうすればそのう
ちに前以て為替割当がある輸入物資は
先着順でやる。先着順でやつてよいと
発表したものはその金額に満つるまで
先着順で輸入権を貰える。こういうふ
になります。

○板野勝次君 それでは輸入方式とし
ての年間の一定の例えば物資の数量と
が、仕入先きというふうなものを三ヶ
月ごとに決めて行くというわけです
ね。そうすると最近の三ヶ月分につ
いて入つて来る品目、そういうふうな
ものを具体的に聞かして貰いたいと思
います。どういふ品目が入つて来てお
るか。これは資料が来ておるのかどう
か……

○委員長（佐々木良作君） 今輸入予算
だけ出ましたけれども、そうじやなく
て昨日、一昨日から至急に計画全般に
ついての年度予算、それから四半期別
の見通し全部についての資料をこの委
員会でもたび／＼要求したわけですね。
それでもその発表は今のところ関
係当局と折衝中であり、了解が得られ
ないでこの委員会に発表することが
できないというわけですね。それならば
このアウトラインでも分らないという
と、審議が非常に困難であるというこ
とが言われまして、それについて今朝

午前中に管理委員長の方からそのア
ウトラインの説明があつて、それなら
ば今のところできればこの審議をして
おる間に関係当局の方に了承を得るよ
うに政府の方は努力して貰つて、でき
る限り資料を出すように努力するこ
と、併しながら出なくても必要に応じて
秘密会その他でできる限りの資料を
提出しながら審議をしようということ
で一応落着いたわけですね。

○板野勝次君 こういうものは後から
出て来るわけですね。

○委員長（佐々木良作君） 向うの關係
によつてその点さういふふうになつて
おりますから、御了解願ひたいと思
います。

○板野勝次君 少し聞かして貰いたい
点があるのです。この法案によりま
す。輸入の場合には輸入数量の限度
を示すということになつております
が、それはどういふふうに決めるわ
けですか。或いはこの前質問が出たか
も知れませんが……

○説明員（松尾泰一郎君） 只今のお尋
ねは輸入の限度と申しまして、予算
じやない、一輸入業者の輸入し得る限
度という問題でございますか。

○板野勝次君 そうです。例えば一品
目について一業者が一定期間にどれだ
けの限度を越えてはならない。その限
度は……

○説明員（松尾泰一郎君） 先程から御
説明がありましたように、大体予算が
公表せられますと同時に、それ／＼の
品目につきまして一人が輸入し得る限
度というものが同時に公表されると思
います。それは関係審議会で一応決定
することになつておりますが、只今の
ところまだはつきりしておりません。

大体二〇％、物によりましては生産者
が二人、三人というふうな商品につ
きましては、或いはもう少し大きな率も
決定されるかと思いますが、大体ドイ
ツ等で行われておる限度は二〇％とい
うことになつております。大体さうい
うふうな目標で考えておりますが、こ
れも発表される予算の期間、それから
商品の性質によりまして若干増減する
であらうと思ひます。

○板野勝次君 そうしますと、例えば
一つの商品について二〇％を限度とし
て抑えて行くということになります
と、二〇％で抑えられたために全業界
を支配して行くというふうな危険はあ
りませんか。

○國務大臣（稻垣平太郎君） それだか
ら今の政府委員が申上げましたよう
に、生産者が一人か二人の場合は二
〇％ぐらいになるが、業者が細かくあ
る場合は二〇％以下になる。この辺は
閣議審議会で十分検討した上で決めま
す。今政府委員の申されました二〇％
を越えない程度というのは他の国でや
つておる例を申上げたのであります。
一人のインポーターが支配するという
ような形は取りたくないと考えており
ます。

○板野勝次君 外国為替銀行は業者の
申請を拒否することができるといふこ
とになつておりますが、その拒否する
条件はどういふふうな基準で拒否する
ことができるか。

○政府委員（木内信風君） 例えば輸出
でありますと、御承知の通りその代
金が入らないと資本逃避になりますか
ら、これを拒否するために一定の期間
内に代金が全部入るといふことを条件
にします。そういうことを銀行は見

行くわけですね。銀行が選り好みする
といふことは法律の建前上できないわ
けであります。

○板野勝次君 それでは、これははつ
きりした基準を示すというわけです
か。

○政府委員（木内信風君） 大体法律の
規定通り業者が行動しておるかどう
か、銀行で見られるわけですね。

○板野勝次君 次に仕入れ地域を定め
るのは閣議審議会で決めることにな
つておると思ひますが、その輪郭だけ
も聞かせて貰うわけには行きませ
んか。

○國務大臣（稻垣平太郎君） それは御
承知のように相当広範囲に亘つてお
ります。通商協定をしておるところ、又
それ以外のところにおきましても、大
体オファターの来るものを取ま
とめて、その間こちらの買いたいものと
オファターを照合しまして、地域的
量的に区別する。こういうことにな
ると思ひます。

○板野勝次君 例えば、それは中共と
かソ連とかいうような所も仕入地域と
考へておられるわけですか。

○國務大臣（稻垣平太郎君） ソ連は御
承知の通り終戦後直ぐ支拂協定をいた
しておりますが、ソ連との今日までの
貿易では大体輸出が七百八十八万ドル
輸入が五百八十五万ドルで、二百万ドル
の出超であります。約束いたしてお
りますバルブ、マグネサイトは是非送
つて貰いたいと申しておるのですが、
なか／＼送れません。又値段が高いの
でございます。それで例えばバルブで
ありますと、カナダのバルブとそれか
ら向うから来るサルファーサイドバル
ブとの間に、非常な開きがある。こう

いうわけで実は入れたくても入れられ
ない現状にあるのでありますが、決し
てソ連を除外するわけではありませ
ん。

それから中共につきましては、只今
は我々が占領下にありますので、占
領政策の線に沿って行かなければなり
ませんけれども、而しながら香港の取
引が今年一月から八月までを通じま
して、輸出が二千四百万ドルになつて
おります。輸入は千七百万ドルであり
ます。そういう形でありまして、

これの大部分というものは殆んど中共
地区へ参つておると私は承知いたして
おります。尚その他日本へ来ておりま
すバイヤーを通じて、青島なり或
いは天津なりこの取引も実際上は行わ
れております。従つてそういうものも
考慮に入れる考えであります。

○板野勝次君 通産大臣の承認を要す
る輸出商品品目というものは、
具体的に今伺えるでしょうか。

○説明員(松尾泰一君) 輸出の承認
品目としては、主食糧それから
五千万カラリ以上の石炭、石油及び
石油製品とか鉄鉱、或いはマンガン、
ダングステン・クロム、モリブデン、
ヴァナディウムその他の鉄鉱石類及び
その製鋼、或いは鉄鉄とか鉄くず、非
鉄金属の鉱石なりその地金類、それか
ら機械類といたしましては建設用の機
械とか道路機械、或いは製鋼用の機
械とか、そういう主として重機械類、そ
れから鉄道車輛類、ジーゼルエンジン
その他の内燃機関とか、或いは鋼造船
とか、或いは発電所施設とか、或いは
その他大きなプラント類及び化学製品
の中におきましては、重要な化学製品
類、それから油脂、それから肥料、木

料、生糸及び絹織物等総計約六十品目
くらいを承認品目とされております。

○板野勝次君 新聞によりますと、中
共向けの物資を抑えるとか抑えないと
かいふうなことが言われておるん
ですが、そういう政府の意図があるわけ
じゃないのですか。

○國務大臣(稻垣平太郎君) そういう
意図はありません。但し戦略物資につ
きましては、これは司令部におきまし
て、差し止めることに相成つておりま
す。

○板野勝次君 それは中共向けの物資
についてですね。

○國務大臣(稻垣平太郎君) そうでござ
います。今の御質問についてです。

○板野勝次君 大体戦略物資が出て行
くというふうには見えますね。今の輸
出計画から見ると……それではもう
ちよつと一つ質問として貰いたいの
ですが、第四十八條の「特定の種類の貨
物を輸出しようとする者又は特定の取
引若しくは支拂の方法により貨物を輸
出しようとする者は、政令で定めると
ころにより、通産産業大臣の承認を受
ける義務を課せられることがある。」と
いうことがありますが、この「特定の
種類の貨物」というのは一体どんなも
のを指すのか、それから「特定の取引
若しくは支拂の方法」というこの支拂
の方法とはどういふことを指すのか具
体的に……

○藤井丙午君 議事進行について……
○委員(佐々木良作君) 今の答
弁……

○藤井丙午君 私の言わんとするの
は、今質問を伺つておると……

○板野勝次君 だから予め重複してお
るかも知れないということを前提とし
ている。

○藤井丙午君 というのは、これは連
合委員会、経済安定委員会の委員の
発言を成るべく遠慮して今の通産と
か、或いは大蔵とかの委員の発言を優
先的にやつて貰うという方針で議事を
進められておる。だから経済安定委員
会の委員の方はそのために数日来沢山
質問があるけれども、それを差控えて
おる状況です。そこへ持つて来て入れ
替り立ち替り欠席しておられる方が同
じような質問を繰返して……やられるの
では、時間が限られておるのだから、
その点は速記録で調べて頂くなりし
て、委員長で然るべく取扱ひについて
善処して頂きたいと思ひます。

○委員(佐々木良作君) はい……
今の四十八條のお答えを願ひます。簡
單に……

○板野勝次君 今のものが具体的に示
されているというならいいんですよ。
その特定の貨物が一体どんなものか、
それから支拂ひの方法が何を指すのか
ということが具体的に示されている。
今後質問するものについて具体的に示
されておれば省略していいのです。併
し言われていない部分については答弁
して頂きたい。

○説明員(松尾泰一君) 只今の品目
約六十品目程あるということを上
げたのでありますが、それは特定の品目
でございます。それから決済条件につ
いては為替委員会の方から……

○政府委員(奥村竹之助君) 決済方法
と申しますのは、輸出貨物の対価が確
実に入手されるということが政府とし
て一番の眼目でございますから、例え
ば現在におきましては撤回不能の信用
状、町の銀行の信用状を要するとか、
或いは前拂ひを要するとか、そういう

た一定のスタンダードの決済支拂条件
を指定いたしました。そのスタンダー
ドの決済条件ならば特殊の許可は要ら
ない。自由銀行の保証で輸出してよろ
しい。それ以外の条件、例えば無為替
で輸出するとか、或いは違つた決済条
件で輸出する場合に、それは事前に
通産大臣の許可を得なければならな
い。そういう趣旨でございます。

○板野勝次君 違つた決済の条件とい
うのは……

○政府委員(奥村竹之助君) スタン
ダードの決済条件と違つた決済条件で
あります。例えば無為替輸出、或いは
撤回不能の信用状のない手形の輸出、
そういうものでございます。

○委員(佐々木良作君) 板野委員に
ちよつと申上げますが、まだ具体的に
細かい質問があれば、あとにして頂い
て、先程から内閣委員長の方から委員
長質問として話があるのですが、まだ
大分あるのですか。

○板野勝次君 そう大してないの
です。僕の時間ももう大して取つたわけ
ではないので……

○委員(佐々木良作君) 問題は何項
ぐらいですか。

○板野勝次君 もう三、四です。
○委員(佐々木良作君) それでは先
に内閣委員長の発言をやつて、そのあ
と運営の相談をしたいと思ひますが、
よろしうございませうか。今の内閣委員
長の発言は、実は皆さんに御相談い
たしますが、内閣委員会との連合委員
会をやつておつた設置法案に関するや
つてありますけれども、この本法と特
に關係がありますので、委員長からの
委員長質問として二三だけ御質問し
たいということですから、特に発言の

お許しを願ひたい。

○板野勝次君 だから、私も他に用事
があるのでもちよつとだけ……

○委員(佐々木良作君) 内閣委員長
の発言よろしうございませうね。
「異議なし」と呼ぶ者あり」

○板野勝次君 ちよつとそれでは今の
分だけ閉じらして貰ひたい。今の決算
条件という中に、例えばバーターとい
うようなものが入つてゐるわけでは
ないか。

○説明員(松尾泰一君) パーター、
その他委託加工等、そういうものも入
つております。

○委員(佐々木良作君) よろしうご
ざいますね……それでは内閣委員長。
○委員外議員(河井彌八君) 外国為替
管理委員会設置法案が性質上から申
しますと、内閣委員会の所管に属すべ
きものであると考えておるのですが、
安本の委員会に付託せられたのであり
ますから、内閣委員の立場として一
二御質疑したいと思ひます。

この設置法によりまして、職員数で
ありますが、現行の決まつてゐる定員
法で規定されておる通りで職員の数は
差支ないのかどうかというところを伺
ひたい。二十條第二項の職員の中
で、会計及び統計に関する専門家は、
事務局職員として非常勤の職員とする
ことができるかとありますが、この非常
勤の職員というものは、定員法による
ところの定員の中に入るものかどうか
というところを伺ひたい。非常勤の
職員の性質につきましては、この事務
の執行上……疑問のある点であり
ますから、この点を明らかにして頂
きたいと思ひます。

○政府委員(大久保三郎君) 只今御

質問の外國為替管理委員會の定員は、定員法の規定によりまして、只今のところ四十四名でございます。ところがこの委員會に御審議を願つております外國為替及び外國貿易管理法の成立いたしました曉におきましては、この法律の規定によりまして委員會の仕事は可なりの程度増加することが見込まれております。それで只今の職員の数でまことに到底この増大しました事務の量を賄い切れないものでございまして、定員の増加についてお願い申し上げますが、定員法の改正につきましては、一切この国会において御審議がないということでございますので、次の国会におきまして定員法を御改正願ひまして、約四十三名ばかりの増員をお願いしたい。こう存じておる次第であります。

尚引続きまして、御質問の、事務局におきます會計及び統計に関する専門家というのでございますが、特に事務局にこういつた専門の職員を数名、数は多くございせんが、極く数名のエキスパートを迎えたいという考えでございまして、こういう専門の方々は一般の官庁の方から迎えるということが可なり困難のように存ぜられるのであります。こういう種類の職員は非常勤の職員という制度の下に、民間或いは學界方面から迎えたいという考えでございます。そうしてこの非常勤の職員と申しますのは、官制に定められまして定員の中には含まれないものでございまして、

○委員外議員(河井彌八君) そうしますと、今度の国会には定員法の改正は出せない。この次の国会に定員四十三名ぐらゐの増員を法律を以て要求すると、こう解してよろしうございませうか。

それからもう一つ非常勤の職員は或いは民間から、學界からの特殊な技能のある人を入れるということでありましたが、その人数は凡そ何人ぐらゐというお見込みでありますか。その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(大久保三郎君) 委員會といたしましては、この際定員法の御改正を願つて早急に人を殖やしたいと思ひますけれども、先程申し上げました方針のように伺ひますので、次の国会に一つ増員のことをお願いしたいという意向でございます。

それから非常勤の職員と申しますこの人につきましては、大体四、五名ぐらゐを委員會として予定いたしてゐる次第であります。

○委員外議員(河井彌八君) 従来外國為替、外國貿易統計はこれは大蔵省が作成して公表してゐたと思ひますが、今後は貿易統計の作成公表はこの委員會が担当することになるのであります。か、どうでありますか、お伺ひいたします。

もう一つは更に通商産業省設置法の第八條第三号であります。それによりますれば、通商局の事務といたしまして「内外通商事情その他通商に關し調査し、統計を作成し、及び情報を提供すること」という規定があるのであります。貿易統計の所管の問題は、このできまする委員會の権限とどういふふうな關係に、所管がどちらに屬することになるか、その点をお伺ひいたします。

○政府委員(大久保三郎君) 只今の外國為替、或いは外國貿易の統計の作成でございますけれども、それは委員會ではこの十一月一日から司令部の商業勘定その他の經理の委任を受けまして、可なり詳細な統計の資料といたしますものを持つてゐるわけでありまして、今後この記録をずっと委員會として保持いたしてございまして、この貿易の統計の種類の中でも、この資金の面における、統計は可なり正確なものが作成できるといふ見込みを持つております。又この資料は非常に大切なものでございまして、委員會の一つの職務の中にも属つてあるわけでありまして、これは資金の面から見た統計は委員會として作つて参ります。

その外或いは荷物が税関を通つて出るといつた場合の統計はこれは大蔵省の方で作成されまして、又物の輸出入の面から見ました統計、これは通商当局でやはり従来通り統計を取つて行かれるというふうな考へております。只今申し上げましたように、委員會の統計といたしましては、日本の外貨資金の受拂の資料から作りますという貿易の統計でございます。

○委員外議員(河井彌八君) それから貿易統計を民間に利用させることが必要であると思ひますし、その第四條の第一項の第五号ですか「所掌事務の周知宣傳を行うこと」などという規定もあるものであります。これを民間に貿易統計を利用させるといたしますれば、どんなふうな計画或いは方法に基いてこれを実行せられるのであるか、その点をお伺ひたい。

○政府委員(大久保三郎君) 只今、委員會はこの三月に發足いたしましたし、

て、先程申し上げましたような極めて乏しい職員の範圍内で可なり忙しい仕事を續けて参つたものでございまして、委員會で民間にも利用され、大いにその御用に立つようないろ／＼な報告或いは調査書類はまだ公にすることができなかつたのでございまして、只今いろ／＼研究いたしまして、近い將來に弘報課と申しますか、弘報係、つまり委員會で作成しました統計書類或いは貿易為替に關する調査書類を広く一般公衆に頒布いたしまして、その用にお供するといふ仕事も併せて只今考へておる次第でございます。先程申し上げました定員の増加につきましても、その弘報事務に従事する職員も数名予定しておるような次第であります。

○委員外議員(河井彌八君) まだ多少伺ひたいことがありますが、この程度に止めて置きます。

○委員外議員(佐々木良作君) それではちよつと御相談申上げたいと思ひますが、大体予定されておりました一般質疑は終了したと思ひます。まだ二、三の質問の御希望もありますが、でき得れば二、三残つておる御質問その他につきましては、單獨の委員會になつてからでも委員外発言でもできると思ひますので、尙通産委員長及び大蔵委員長からも、自分の委員會の手持法案が非常に多いから、成るべく早くこの連合委員會を打ちつて頂きたいというふうな再参のお話でもありますので、でき得ればこの連合委員會は打ち切りたいと思ひますが、如何ですか、よろしうございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○板野勝次君 いや、それはやらして貰えますね、委員外発言で……

○委員長(佐々木良作君) それは安定委員會の方でやつて頂きます。

○板野勝次君 そのときに又、今まで待つておつたんだからということでは、困ると思つてですね。

○委員長(佐々木良作君) それではこの連合委員會はこれで閉会にいたします。

午後四時二十五分散会
出席者は左の通り。
經濟安定委員
委員長 佐々木良作君
理事 西川 昌夫君
安達 良助君
帆足 計君

委員 和田 博雄君
川村 松助君
横尾 龍君
藤井 丙午君
櫻内 辰郎君
波多野 鼎君
伊藤 保平君
九鬼紋十郎君

委員 森下 政一君
玉屋 喜章君
西川 甚五郎君
木内 四郎君
油井賢太郎君
小林米三郎君
木村禧八郎君

通商産業委員
委員長 小畑 哲夫君
理事 王愷吉之丞君
委員

委員 大蔵委員
委員長 櫻内 辰郎君
理事

委員外議員

内閣委員長

河井 彌八君

國務大臣

通商産業大臣

稻垣平太郎君

國務大臣

青木 孝義君

政府委員

外国為替管理
委員會委員長

木内 信胤君

外国為替管理
委員會委員

奥村竹之助君

外国為替管理
委員會委員

大久保太三郎君

法務府事務官
(法制意見
第二局長)

林 修三君

大蔵事務官
(理財局為
替課長)

稻益 繁君

經濟安定
政務次官

西村 久之君

經濟安定本
部貿易局長

谷林 正敏君

説明員

通商産業事務官
(通商局次長)

松尾泰一郎君

中川 以良君

阿竹齋次郎君

鎌田 逸郎君

板野 勝次君

駒井 藤平君

昭和二十四年十二月十二日印刷

昭和二十四年十二月十三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所